

南あわじ市
住生活基本計画

2026~2035



南あわじ市

令和8年3月

はじめに

南あわじ市では、市民の皆さまが快適で安全・安心な暮らしを続けることができる住まいや住環境の実現に向けて、このたび新たに「南あわじ市住生活基本計画」を策定しました。

近年、人口減少・少子高齢化社会への対応に加え、気候変動の影響と考えられる自然災害や地震などの大規模災害への備え、また脱炭素社会の実現に向けた環境配慮など、「住まい・暮らし」に関するニーズは多様化・複雑化しています。



このような背景の中、国は、住宅の安全性確保、子育てしやすい居住環境の実現、高齢者・障害者等の居住支援の充実、住宅循環システムの構築など、今後の住宅政策の方向性を示しています。本市においてもその動向を踏まえた上で、市の実情に応じた取組を行うことが必要です。

本計画では、『「住みたい」「住み続けたい」南あわじの暮らし』を基本理念に掲げました。そして、本市の豊かな自然や歴史・文化といった魅力を生かし、若者から高齢者まで誰もが安心して暮らせる持続可能な住生活の実現を目指すため、今後取り組むべき3つの目標、6つの方針、21の施策をまとめています。

本計画の目標を達成するためには、市民、地域、関係団体及び事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、継続的に相互の連携・協力を図ることが不可欠です。幸いにも、南あわじ市は自治会などの地域団体、産業分野・福祉分野の関連団体等が、それぞれの強みを生かして活発に活動を展開されています。行政としまして、これまで各団体の方々と「対話の場」を重ね、新型コロナ対策をはじめ、様々な取り組みを進めてきた経験があります。本計画が掲げる『「住みたい」「住み続けたい」南あわじの暮らし』の実現に向けて、より一層、現場の方々と連携を深め、市民・地域・事業者・関係団体・行政が一体となった取組が進むよう尽力して参りたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました南あわじ市住生活基本計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や各分野へのヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をいただきました市民並びに関連事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

南あわじ市長 守本憲弘

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
第2章 住生活を取り巻く現況と課題	3
1. 調査の概要	3
2. 現況と課題	11
第3章 基本理念と目標	16
1. 住宅政策の基本理念	16
2. 住宅政策の基本目標	17
3. 施策の体系	18
第4章 施策展開	19
基本目標 1	19
方針 1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり	19
方針 2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備	24
基本目標 2	32
方針 3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供	32
方針 4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実	38
基本目標 3	46
方針 5 空き家・空地の戦略的活用と適正な資源化の推進	46
方針 6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換	49
第5章 計画の実現に向けて	54
1. 役割分担と連携協力	54
2. 成果指標	57
3. 計画の推進	59
■ 巻末資料	61
資料 1 令和6年度 市民アンケート調査に基づく満足度・重要度	62
資料 2 検討体制（会議設置に関する条例、実施要領等）	64
資料 3 策定経緯	69

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

平成 18 年 6 月に住宅政策の新たな法律として住生活基本法が公布・施行されました。

この法律は、住宅の「量の確保」を図るこれまでの政策から、国民の豊かな住生活の実現のための住環境を含む住宅ストックの「質」の向上を図る政策へと本格的な転換を図るもので、この法の基本理念を踏まえ、それを推進していくための目標や基本的な施策等を示した「住生活基本計画（全国計画）」が、同年に策定されました。

その後、社会環境の変化や人々の価値観の多様化に対応し、5 年ごとに改定を重ねており、令和 3 年 3 月策定の現行計画では、令和の新たな時代における住宅施策の目標を「3 つの視点」及び「8 つの目標」として示しています。

兵庫県においても、国の「住生活基本計画（全国計画）」に基づき、「兵庫県住生活基本計画」が策定されており、現行計画は令和 4 年 3 月に改定されたものとなっています。兵庫県住生活基本計画では、県内市町においては、本計画に基づき市町計画を策定することが望ましいとされています。

(2) 計画策定の目的

本市を取り巻く昨今の社会経済情勢、人口や市民ニーズの変化、また、これまで取り組んできた住宅施策の効果等を踏まえ、住生活の現状と課題を把握し、住生活にかかわる施策を総合的に進めていくことが課題となっています。

このような課題に対応するため、住まいや住環境に関する施策を展開する上での基本方針や具体的な施策を明らかにすることを目的として、本計画を策定します。

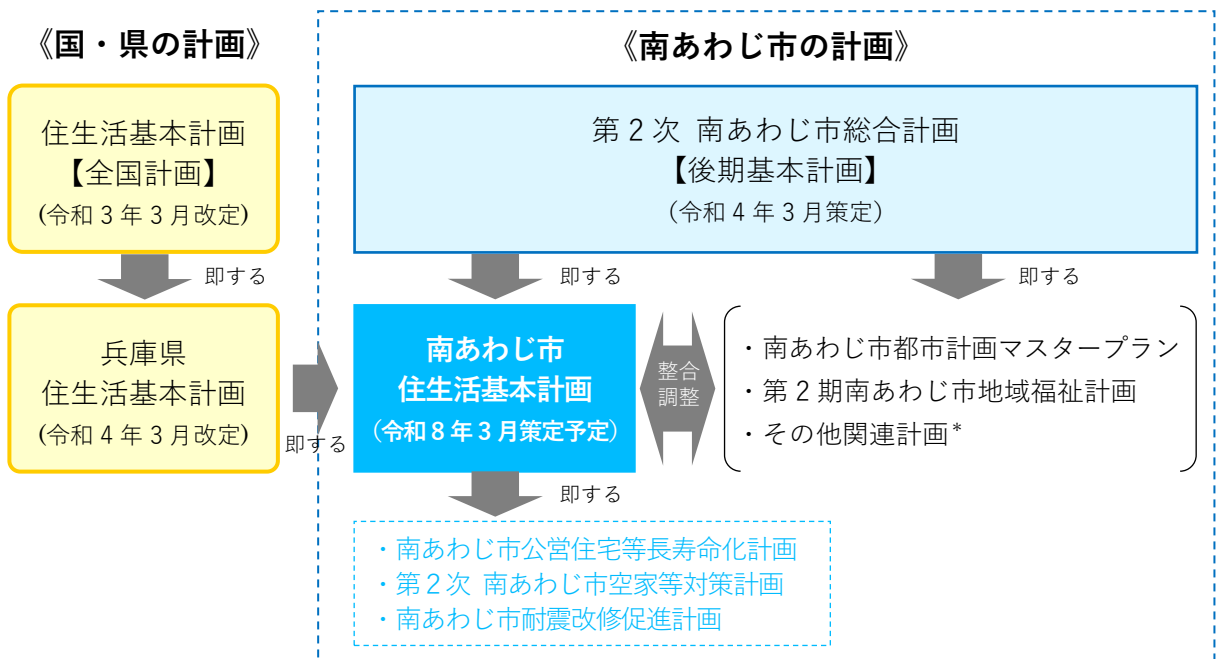


(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第 2 次南あわじ市総合計画」の下位に位置する住宅分野の部門計画であり、住生活基本計画（全国計画、兵庫県計画）に即しつつ策定する本市の住宅施策に関する最上位計画です。

計画の策定にあたっては、住生活に関連する様々な分野計画と整合性を図り、南あわじ市独自の住宅政策の基本方針・施策を定めた計画とします。

図 - 計画の位置づけ



*：その他の関連計画として、以下のような計画があります。

- ・南あわじ市障害者計画（第 4 次）及び第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
- ・南あわじ市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第 9 期）
- ・南あわじ市子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）
- ・第 2 期南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・南あわじ市地域防災計画
- ・第 4 期南あわじ市教育振興基本計画
- ・第 5 次南あわじ市地球温暖化対策実行計画
- ・淡路島地域公共交通計画

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います。

第2章 住生活を取り巻く現況と課題

本計画策定に際し、住政策の現状と課題を把握するため、「住宅事情等」「市民アンケート」「業者別ヒアリング」「住宅政策の取組状況」に関する基礎調査を実施しました。

この調査結果を踏まえ、本市の住生活を取り巻く現状と課題を「安全・安心」「魅力・挑戦」「持続・循環」の3つの視点から整理しました。

1. 調査の概要

(1) 住宅事情等に関する調査

下表の内容について、国勢調査や住宅・土地統計調査等の統計資料、本市が所有する基礎資料に基づき、調査を実施しました。

分類	項目	調査内容
人口・世帯等の動向	市内の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・世帯数の動向 ・少子高齢化の動向
	地域別の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増減率 ・世帯数の増減率 ・高齢化率 ・高齢化率の増減率
住宅事情	住宅ストックの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯数と住宅数 ・所有関係別世帯構成 ・建築時期別住宅数 ・省エネルギー対策
	住宅建設、リフォームの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅着工戸数 ・住宅の増改築・改修工事等 ・持家の取得手段
	居住ニーズの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の広さ・面積水準 ・高齢者対応
	住宅確保要配慮者の世帯数・居住の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯 ・子育て世帯の推移 ・高齢者世帯の推移 ・障害者手帳所有者
	空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の現状
災害リスク	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、洪水、土砂災害



(2) 本市の人口、世帯等の動向

1) 人口・世帯数の動向

● 人口は減少傾向、世帯数は横ばい。人口減少は将来的にも続く予想。

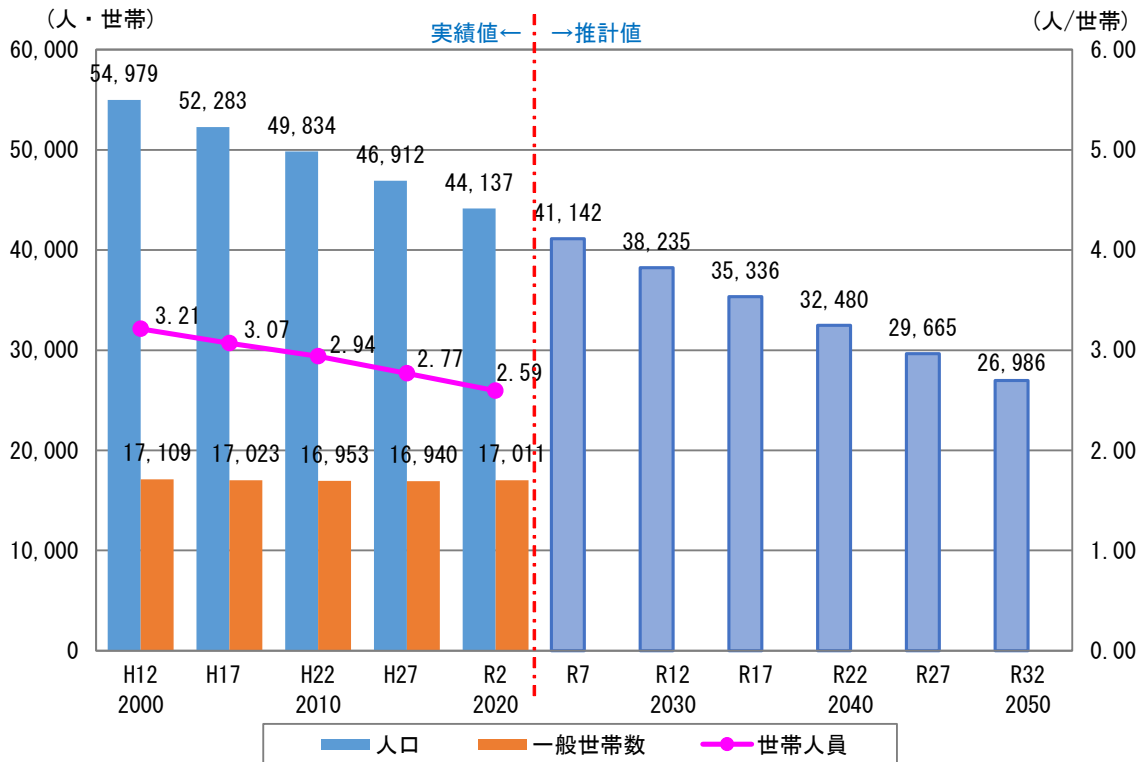
本市の人口は、減少傾向にあり、令和2（2020）年では44,137人となっています。今後も減少傾向が続き、令和32（2050）年には26,986人になると予想されています。

一般世帯数については、横ばい傾向が続いており、令和2（2020）年で、17,011世帯となっています。

また、世帯人員については、減少傾向が続き、令和2（2020）年では2.59人となっています。

図 - 人口・一般世帯数・世帯人員数の推移と将来推計

(H12～R2まで国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（人口：令和5年推計）)



2) 少子高齢化の動向

● 高齢化率は全国や県の平均よりも高い。概ね 25 年後には約半数が高齢者に。

「15歳未満の年少人口」は、令和2（2020）年現在で5,192人となっています。今後は減少傾向が続き、令和32（2050）年には2,520人になると予想されています。

「15～65歳未満の生産年齢人口」は令和2（2020）年現在で22,362人となっていますが、令和32（2050）年には約49.1%減少し、11,386人になると予想されています。

「65歳以上の老年人口」は令和2（2020）年現在で15,956人（高齢化率36.7%）となっていますが、令和32（2050）年には18.0%減少し、13,080人（高齢化率48.5%）になると予想されています。

令和2（2020）年の高齢化率は、全国が28.0%、兵庫県が28.3%、令和32（2050）年の高齢化率は、全国が37.1%、県が39.5%となっており、本市の高齢化率は、全国と兵庫県よりも高い割合となっています。

図 - 少子高齢化の動向

（S55～R2まで国勢調査、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（令和5年推計））

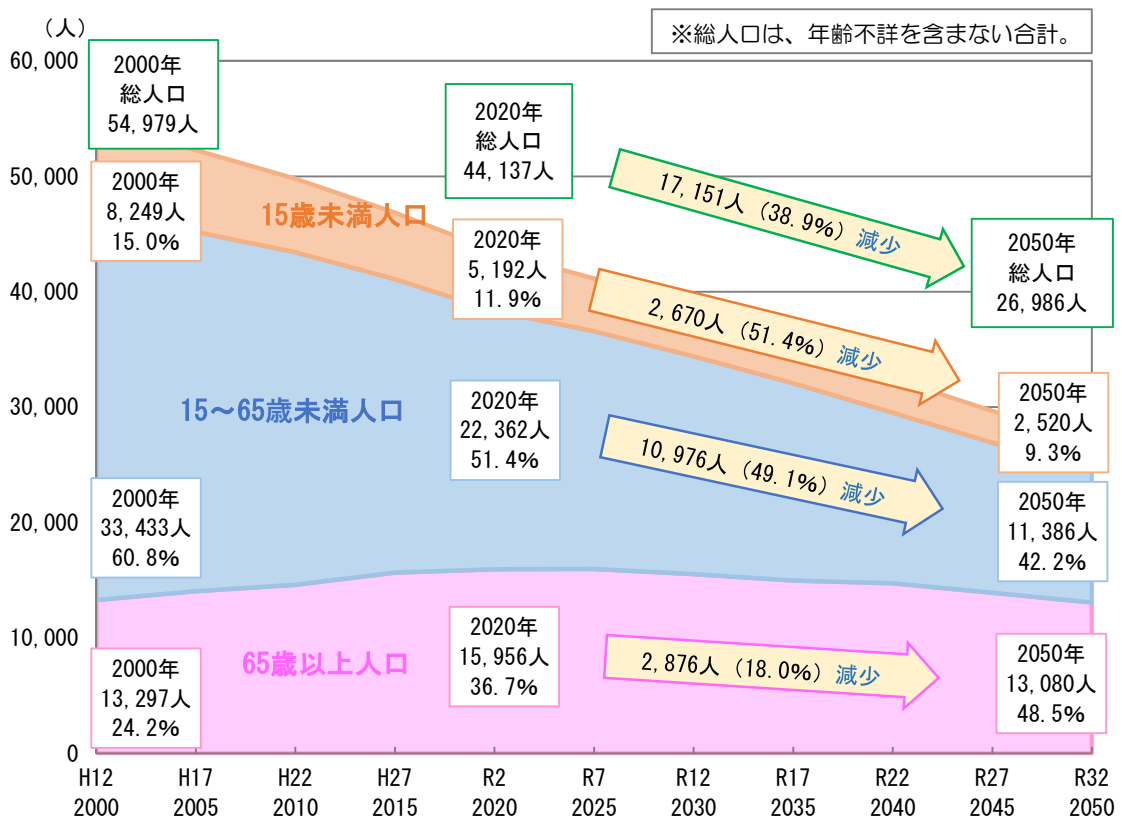
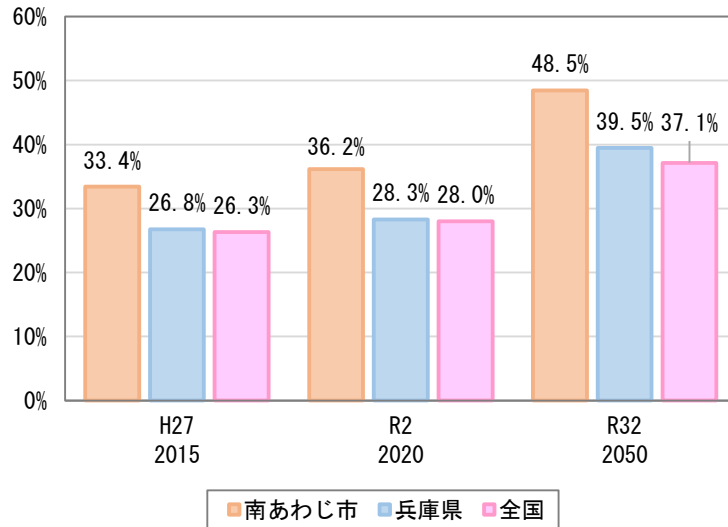


図 - 全国と県、南あわじ市の高齢化率（令和2年国勢調査）



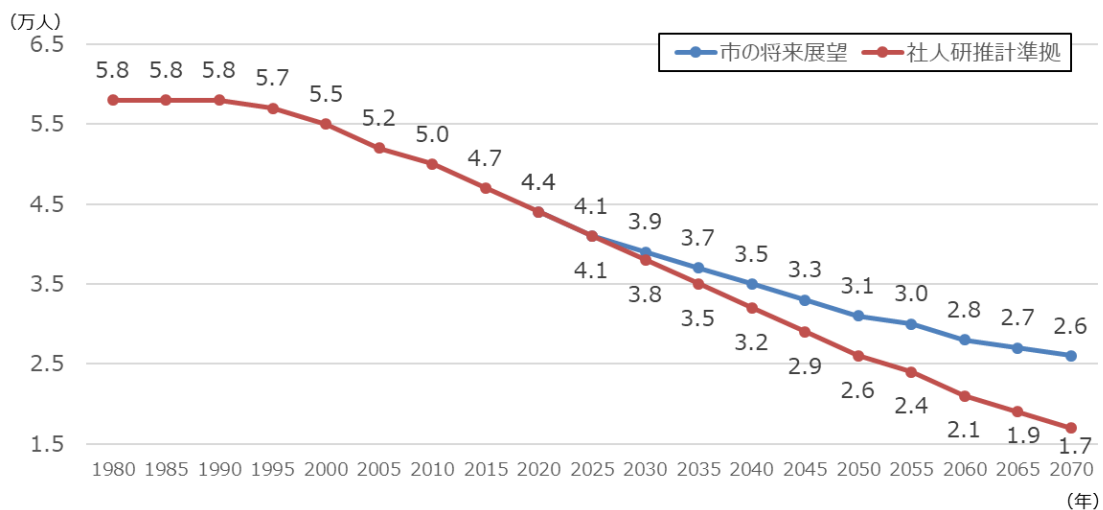
3) 総合戦略における人口推計

令和7年3月に策定した「第2期南あわじ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、3つの条件を設定した上で本市独自の人口の将来展望を定めています。

【設定条件】

- I 出生数・合計特殊出生率については、2035年までに合計特殊出生率を2.15まで上昇させることをめざします。
- II 進学や就職等で転出した若者のUターンや市外出身の若者のIターン等による転入促進を進め、2025年までに純移動率を半減させ、2040年までに純移動の均衡（純移動率「ゼロ」）をめざします。
- III 子どもを育てながら働く女性が増えている中で、子育てを希望する20歳から39歳の女性人口の増加をめざします。

図 - 総人口の推移（将来展望）



(3) 市民アンケート調査

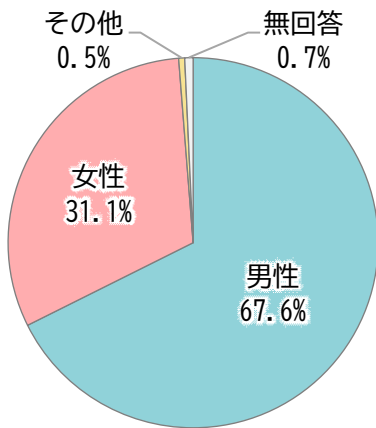
1) 調査概要

実施期間	令和6(2024)年 12月2日(月)～12月16日(月)	調査方法	発送は郵送、 回答は郵送及びweb回答
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の 世帯主2,500名 ※住民基本台帳から無作為抽出	回収率	回収率:38.4%(961票/2,500票) ※回答の内訳 (郵送:821件、web:140件)

2) 回答者・家族の属性

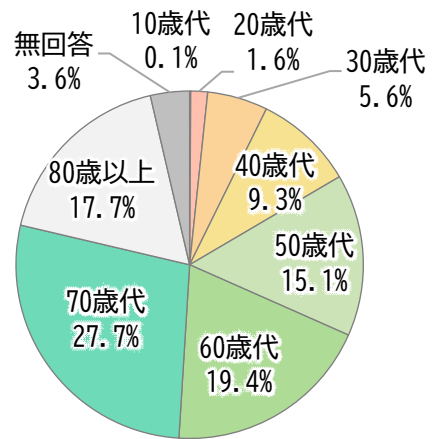
① 性別

約7割が男性



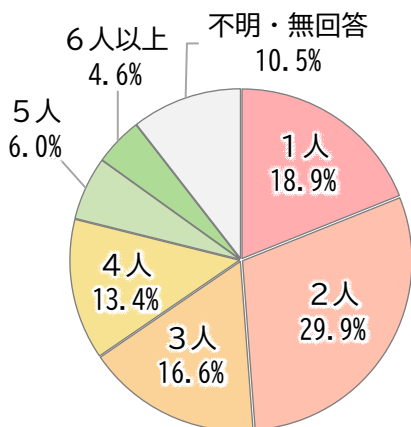
② 年代

約65%が60歳代以上



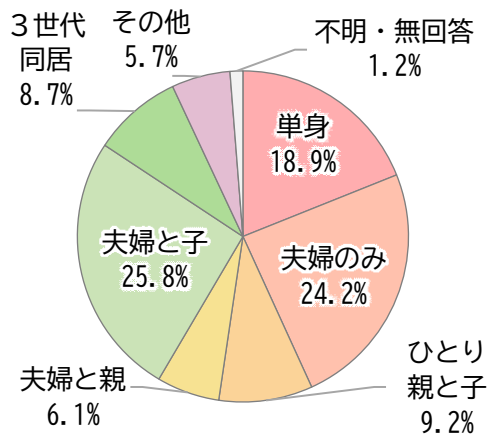
③ 世帯人員

約5割が2人以下の世帯



④ 世帯構成

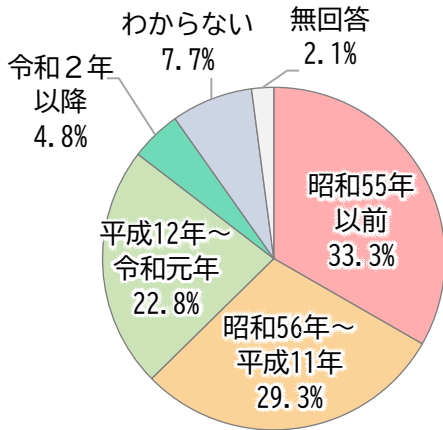
約25%が夫婦のみ世帯、夫婦と子の世帯



3) 住宅の属性

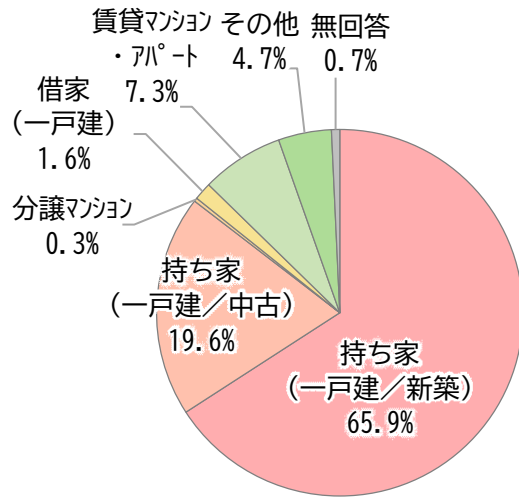
① 建築の時期

約3割が昭和55年以前に建築した住宅



② 住宅のタイプ

約85%が一戸建の持ち家



(4) 業種別ヒアリング調査

1) 調査概要

実施期間	令和6(2024)年12月17日(火) ～ 令和7(2025)年1月29日(水)	調査方法	対面によるヒアリング
------	---	------	------------

■ ヒアリング先一覧表

番号	分野	団体名
1	不動産	一般財団法人 兵庫県宅地建物取引業協会 淡路支部
2	住宅 建設業	南あわじ市建設業安心・安全協力会
3	住宅 建築	一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 淡路支部
4	福祉	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会
5	商工 団体	南あわじ市商工会
6	商工 商工業	パナソニックエナジー南淡株式会社
7	観光業	淡路島観光協会 南あわじ地区会
8	産業 農業	あわじ島農業協同組合
9	産業 水産	南あわじ市水交会
10	金融	淡路信用金庫

(5) 住宅政策の取組状況に関する調査（令和7年度）

住宅政策の取組状況を把握するため、下表の取組を所管する各担当課に取組の現状と課題について、意見照会により調査を実施しました。

担当課	取組
都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 簡易耐震診断推進事業、住まいの耐震改修促進事業 ○ 住宅・建築物土砂災害対策支援事業 ○ 民間賃貸住宅等整備促進事業 ○ 空き家バンク制度、空き家確保支援事業、老朽危険空家除却支援事業、空き家活用支援事業 ○ 定住促進空き家活用支援事業 ○ 古民家再生促進支援事業 ○ 公園の整備及び維持管理 ○ 南あわじ市開発指導要綱 ○ まちの景観向上に関する取組 ○ 市営住宅、県営住宅の供給・維持管理
ふるさと創生課	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイホーム取得事業、移住支援事業 ○ 結婚新生活支援事業、新婚世帯家賃補助事業 ○ 多世代同居・近居支援事業 ○ 通勤・通学者交通費助成事業 ○ 子育て応援コンソーシアム事業
市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活センターの設置 ○ 市民交流センターの運営、地域づくり事業交付金 ○ 路線バスへの支援 ○ コミュニティバス運行事業 ○ 離島航路補助金
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織育成事業 ○ 大規模災害時の備蓄品等整備 ○ デジタル防災行政無線の整備と戸別受信機無償貸与 ○ 南あわじ市総合防災訓練 ○ 南あわじ市地域防災計画 ○ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） ○ 防犯灯の設置及び管理 ○ 防犯カメラ設置費補助事業



担当課	取組
環境課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入促進事業 ○ ごみ減量化機器設置補助金 ○ 地域における環境施設等整備にかかる支援
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者等日常生活用具給付事業による住宅改修 ○ 生活困窮者エアコン購入費等助成 ○ 民生委員・児童委員による地域福祉活動 ○ 生活保護・住宅扶助の支給 ○ 生活困窮者自立支援制度 ○ 成年後見制度 ○ 介護・看護人材確保対策事業
子育てゆめるん課	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭相談、母子父子寡婦福祉資金貸付・生活資金、住宅資金等の貸付 ○ 子育て支援ハンドブックの作成 ○ 保育士確保対策事業
長寿・保険課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅の改修費支給 ○ 福祉いきいき住宅改修助成事業 ○ 高齢者日常生活用具給付等事業 ○ 地域介護拠点整備補助金 ○ 高齢者等元気活躍推進事業
地域包括支援室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の総合相談支援業務 ○ 地域でつながる「集いの場」支援
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 淡路瓦屋根工事の奨励金
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域との協働によるインフラメンテナンス事業
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併処理浄化槽設置整備事業（補助金） ○ 下水道整備事業
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学びの楽しさ日本一をめざした取組
危機管理課 都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ （建設型）応急仮設住宅の供給
都市政策課 福祉課 地域包括支援室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅セーフティネット機能、重層的支援体制整備事業
商工観光課 都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食の街区形成事業

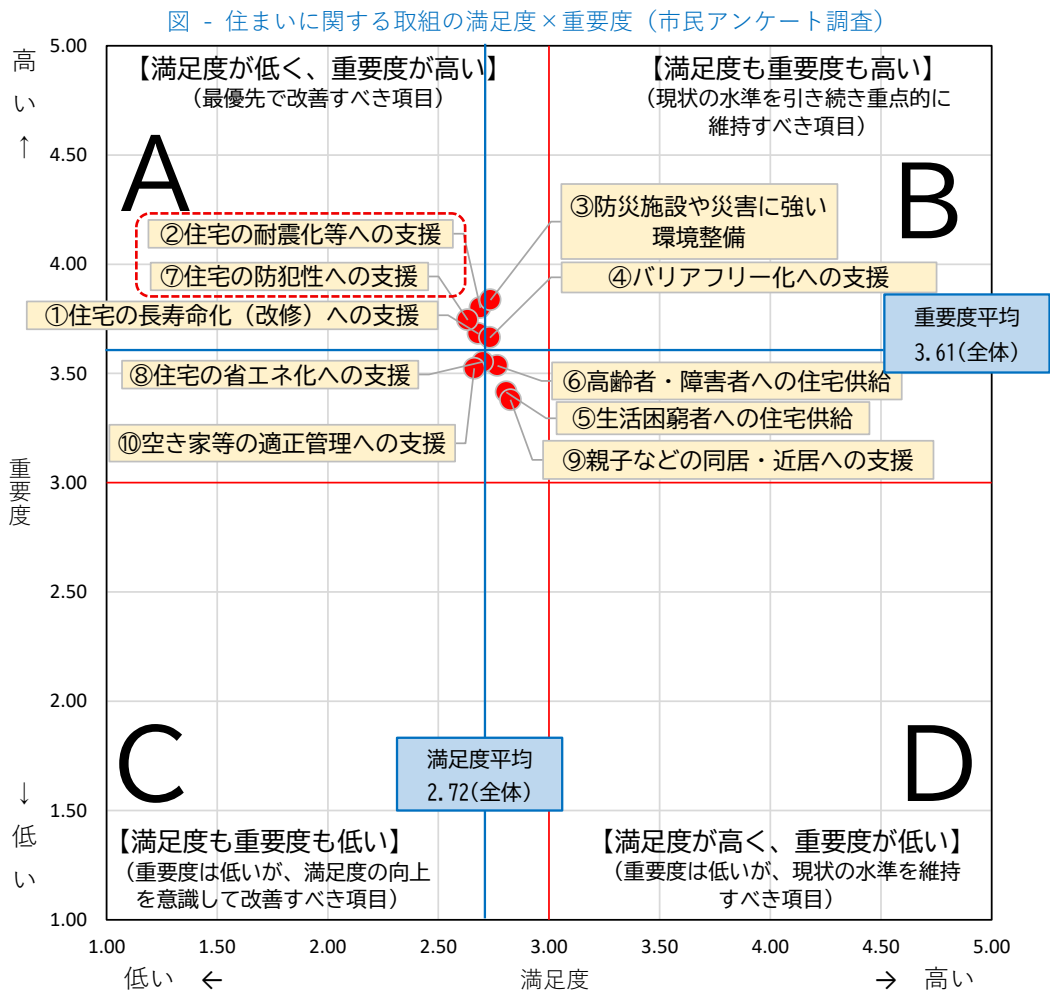
2. 現況と課題

(1) 安全・安心の視点から見た現況と課題

[住生活を取り巻く災害リスクや犯罪リスクの低減]

「南海トラフ地震」のリスクのほか、市内には洪水浸水想定区域や土砂災害エリアが指定されており、自然災害による住宅被害のリスク、地球温暖化に伴う酷暑による熱中症のリスクが指摘されています。

また、市民アンケートでは、最優先で改善すべき取組として、「住宅の耐震化」「防犯対策」が求められています。一方で、耐震化などのリフォーム実施率が低い状況となっています。その要因としては、住宅リフォームに要する資金確保や市民の耐震化に関する意識の低さが課題となっていることが指摘されています。





[住宅確保要配慮者の居住の安定確保]

「高齢者単身世帯」「高齢夫婦世帯」などの高齢者のみ世帯数や障害者手帳の所持率は増加傾向となっています。また、民間賃貸住宅市場では、高齢者や障害者、外国人、低所得者に対する住宅確保要配慮者の居住の安定確保が課題となっています。

図 - 高齢者世帯の推移 (各年住宅・土地統計調査)

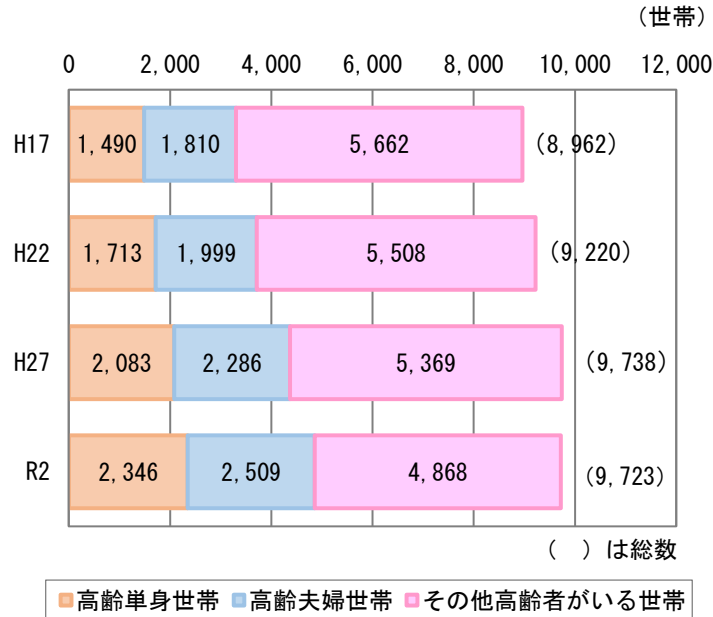
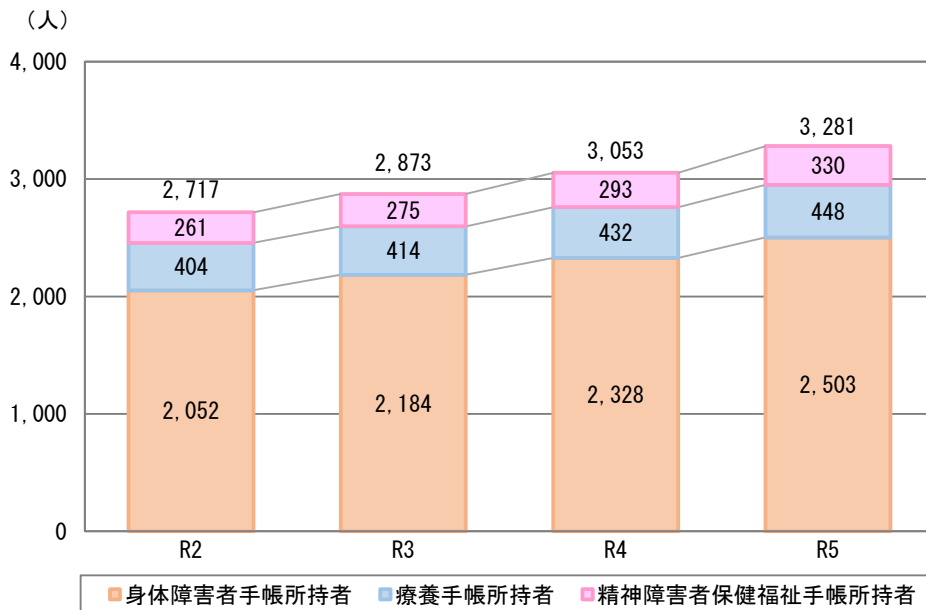


図 - 障害者手帳所持者の推移 (南あわじ市資料)



(2) 魅力・挑戦の視点から見た現況と課題

[時代の変化を踏まえた住宅ミスマッチへの対応]

業種別ヒアリングでは、市外に転出して戸建て住宅の空き家が増える一方で、吉備国際大学の学生向けやU・Iターン者向けの需要の高まりなどを背景に、単身者向けの賃貸住宅が不足しており、需要と供給のミスマッチが起きている問題点が指摘されています。

さらに、賃貸住宅の供給が進まない要因として、建築コストの上昇や人口減少などを背景とした事業リスク（賃貸事業における経営リスク等）が指摘されています。また、住宅分野の課題として「賃貸住宅がない」「質の高い中古住宅がない」といった点が指摘されています。

図 - 単身者向け住宅数・単身世帯数の推移（各年住宅・土地統計調査）

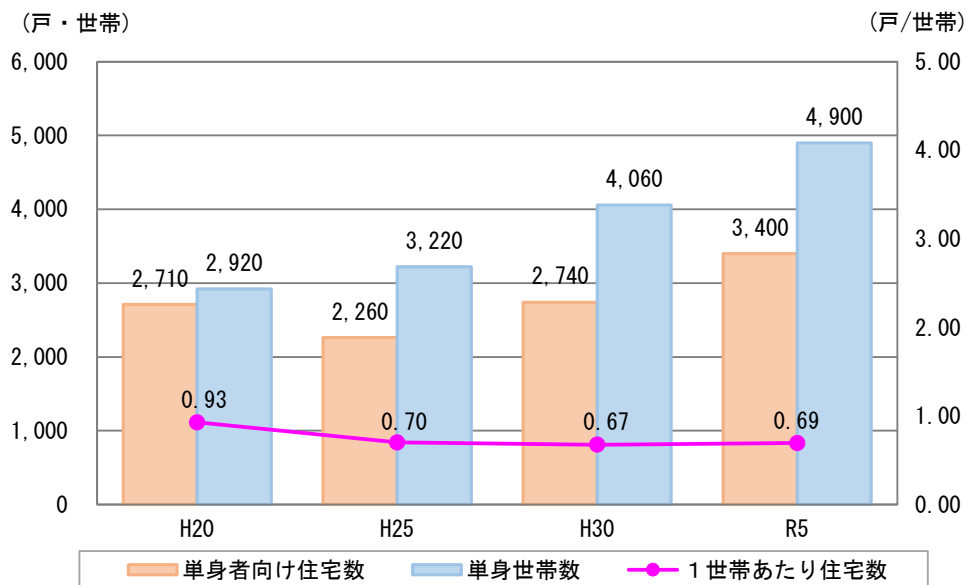


表 - 転居先として探した物件の種類 ※複数回答（市民アンケート）

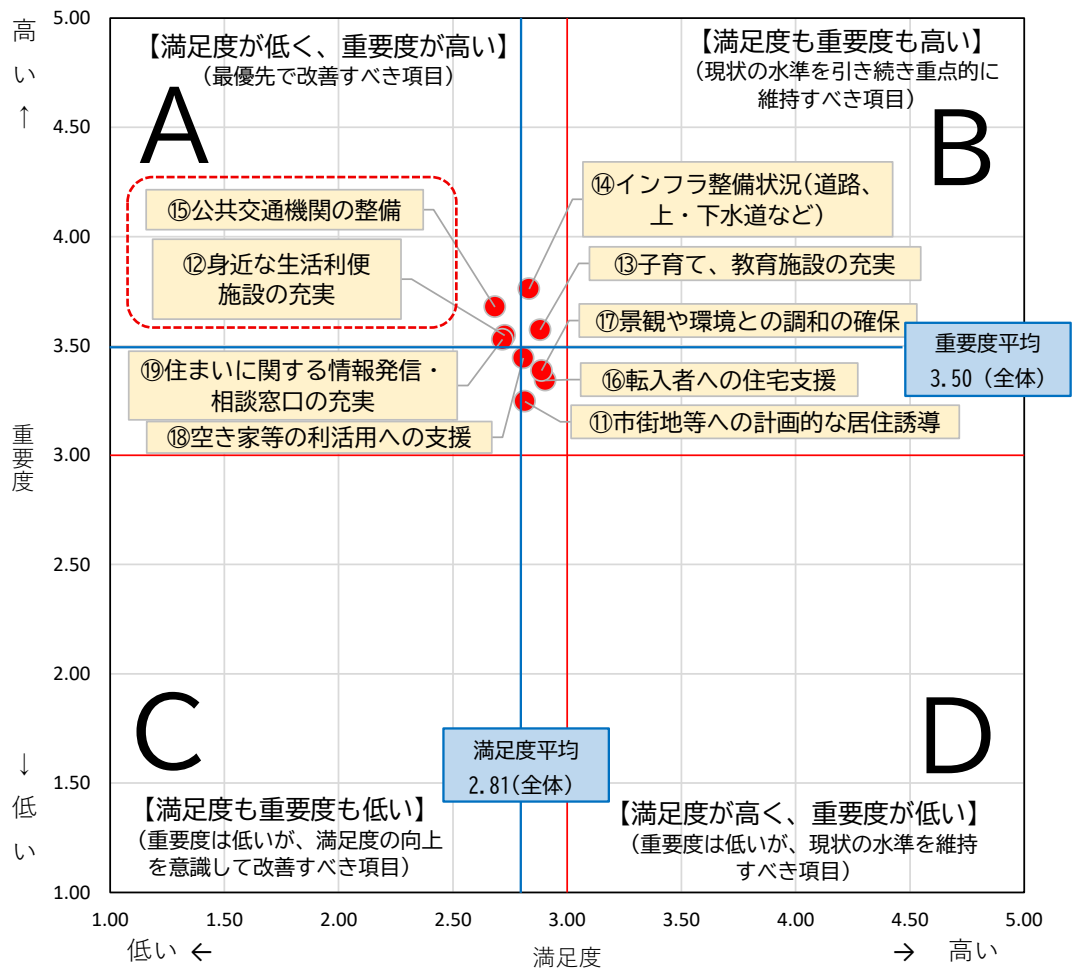
住宅の分類	回答数	割合
持ち家（一戸建／新築）	36	35.6%
持ち家（一戸建／中古）	30	29.7%
借家（賃貸マンション・アパート／家族用）	30	29.7%
借家（一戸建）	14	13.9%
公営住宅	14	13.9%
借家（賃貸マンション・アパート／単身用）	10	9.9%
老人ホーム、グループホーム等の居住施設	2	2.0%
持ち家（マンション／新築・中古）	1	1.0%
社宅（寮）、官舎	0	0.0%
その他	2	2.0%
無回答	0	0.0%

[子育て世帯や高齢者世帯が暮らしやすい魅力的な住生活の確保]

市民アンケートでは、最優先で改善すべき取組として、「公共交通機関の整備」「身近な生活利便施設の充実」が求められています。

業種別ヒアリングにおいても、住まいを選ぶ際に重視されている点として、「交通利便性」「住宅の広さ」「生活利便施設・子育て環境・福祉サービスの充実度」が指摘されています。また、今後の課題として「高齢社会を見据えた公共交通機関の充実」「新婚や転入者への住宅支援の充実」「身近な生活環境や景観の維持・向上」といった点が指摘されています。

図 - 住環境に関する取組の満足度×重要度（市民アンケート調査）



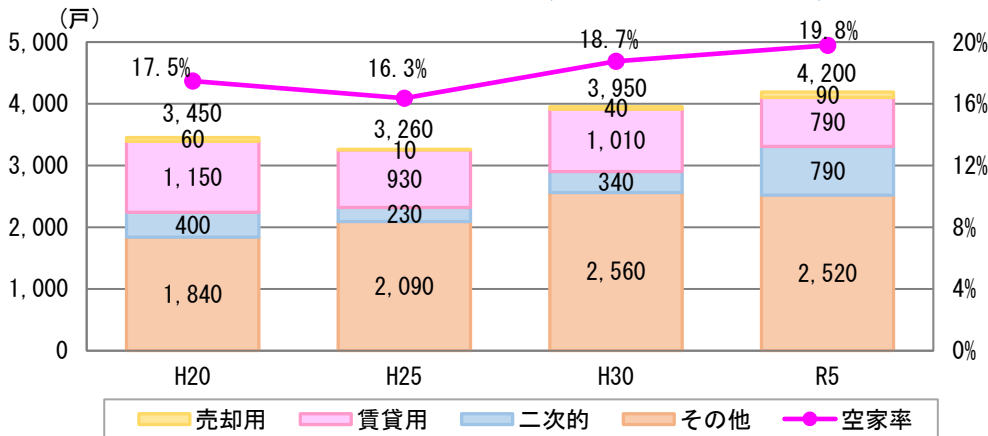
(3) 持続・循環の課題から見た現況と課題

[空き家・空地問題への対応と住宅ストックの循環利用]

空き家が増加した結果、空き家率は約2割になっており、全国と兵庫県の平均を上回っています。空き家の中でも、用途が不明瞭な「その他」に分類される住宅が半数以上となっており、これらの空き家の利活用や除却が課題となっています。

業種別ヒアリングでは、空き家が増加している中、相続や登記が整理されていない空き家の利活用や除却が困難であることが指摘されています。また、空き家バンクの成約件数は増加しているものの、所有者は売却を望む一方で、利用者は賃貸を希望しているケースが多く、ミスマッチが発生していること、古い空き家については耐震性を満たしていない物件が多いことを懸念する指摘がありました。

図 - 空き家数と空き家率の推移 (各年住宅・土地統計調査)



[気候変動問題や環境問題への対応]

気候変動への適応策として、防災・減災等の自然災害対策等に加え、地球温暖化の緩和策として、脱炭素化に向けた温室効果ガスの削減への取組が必要不可欠となっています。

市民アンケートでは、最優先で改善すべき取組として、住宅の長寿命化（改修）が求められている一方で、省エネ化などのリフォーム実施率が低い状況となっています。その要因としては、市民の認識の中で重要度が比較的低いこと、リフォーム費用の資金確保が課題とみられます。

業種別ヒアリングでは、脱炭素、省エネなどのリフォームについての指摘は少なく、需要も高くないという意見もみられました。

市民アンケートにおける市の住宅施策・制度の認知度について、どの事業においても約半数が「内容を知らない」と回答していることから周知不足の可能性がります。また、住環境に関する取組の満足度×重要度調査においても改善すべき項目として、住まいに関する情報発信・相談窓口の充実が求められています。



第3章 基本理念と目標

1. 住宅政策の基本理念

本計画では「第2次 南あわじ市総合計画」に掲げる南あわじ市のめざすべき将来像「だから住みたい 南あわじ ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」の実現に向けた、住宅政策の基本理念を次のとおり定めます。

「住みたい」「住み続けたい」南あわじの暮らし

この基本理念は、本市の豊かな自然や歴史・文化といった魅力を生かし、未来にわたり持続可能な住生活の実現を目指すものです。

本市では高齢化と人口減少に伴い、これまで持ち家であった既存住宅が余る一方で、若者や移住者にとって必要な単身者向け賃貸住宅が不足するという住宅のミスマッチが深刻です。そのため、すべての世代が最適な住まいを選択できる環境の整備が求められています。

また、市民の暮らしの安全と安心を守ることは、住み続けたいまちに欠かせない条件です。近年、地球温暖化の影響により自然災害が頻発・激甚化する傾向があり、南海トラフ巨大地震のリスクも想定されています。市民アンケートでも「自然災害に対する安全性」や「防犯対策」が最優先で改善すべき項目とされています。旧耐震基準の住宅が約2割を占める現状から、耐震化や省エネ化といった質の高い住宅ストックへの転換が求められています。

加えて、空き家・空地进行をまちの新たな資源として捉え、循環利用を促すことで、空き家を移住者の住まいや交流拠点として活用し、地域コミュニティの活性化につなげることや、住宅の長寿命化や省エネ化を推進することが求められています。

地域資源を活用した南あわじらしい魅力あるまちとなることで、「住みたくなる」、安全で快適、そして誇りを持てる住生活を市民一人ひとりが実感できるまちとなることで、「住み続けたい」まちを目指します。

2. 住宅政策の基本目標

本市の住宅政策の基本理念の実現に向けて、【安全・安心】【魅力・挑戦】【持続・循環】の3つの視点で、次のとおり基本目標を定めます。

安全・安心の視点

基本目標1 ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

災害に強い安全な住まいと住環境づくりのため、住宅の耐震化や防災対策を強化します。安全・安心な暮らしの実現に向けて、地域・事業者と連携した防犯対策、福祉支援の充実化を進め、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

魅力・挑戦の視点

基本目標2 すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢を提供し、多世代がつながり交流する豊かな居住環境を創出します。若者から高齢者まで、すべての世代にとって満足度が高く、充実した生活を送れるまちを目指します

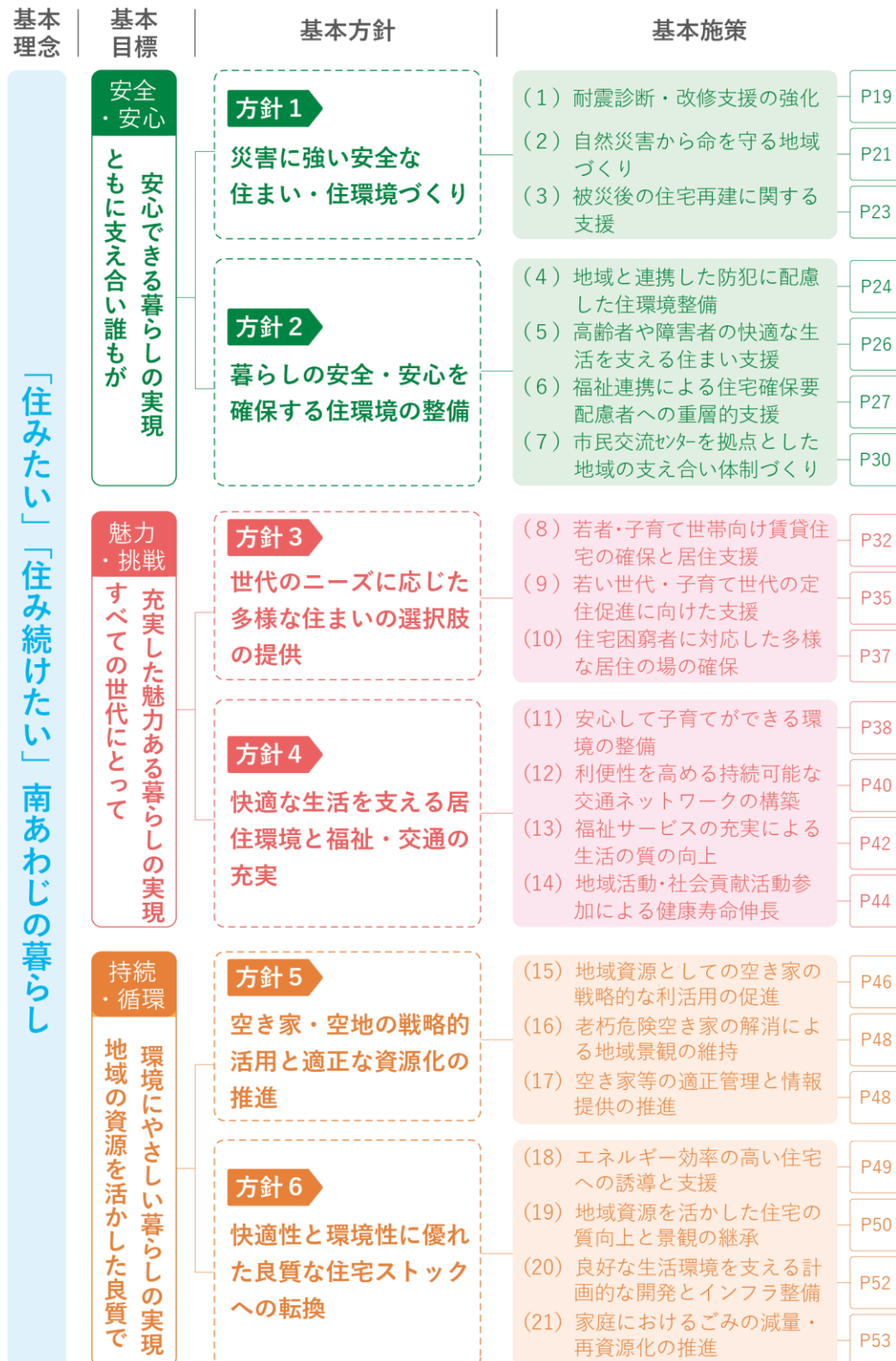
持続・循環の視点

基本目標3 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

空き家・空地の戦略的活用と資源化を促進し、環境負荷の低い良質な住宅ストックへの転換を図ります。地域資源が循環する仕組みをつくり、環境にやさしい持続可能なまちを目指します。

3. 施策の体系

基本理念、基本目標を踏まえ、今後取り組む6つの方針、21の基本施策の体系を以下のとおりとします。



第4章 施策展開

基本理念、基本目標、基本方針を踏まえ、以下に記載する21の施策を今後展開、実施していきます。

基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり

(1) 耐震診断・改修支援の強化

地震災害から市民の生命と財産を守るため、住まいの耐震化を推進します。

旧耐震基準^{注1}の住宅を対象とする簡易耐震診断（無料）の周知啓発や耐震改修工事に対する支援を行うとともに、耐震化が難しい住宅においては、命を守る対策として、防災ベッドや耐震シェルターの導入、住宅の建替えを支援します。特に市民からの認知度が低いと考えられる防災ベッドや耐震シェルターなどについては、幅広く知っていただくために、より効果的な手法で周知を実施していきます。

また、安価で合理的に耐震化が行える低コスト工法の普及促進、省エネ改修と併せて行う効率的な耐震化メニューの検討、平成12年以前に建築された木造住宅^{注2}の耐震化の支援についての検討にも取り組んでいきます。

注1：昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けた建物に適用されていた耐震基準

注2：木造の耐震基準は、平成12年（2000年）の建築基準法で改正されました。

阪神・淡路大震災の被害を踏まえ、それまでの「新耐震基準」をさらに強化したもので、基礎形状（地盤種別）の仕様、壁量・壁配置のバランス（四分割法・偏心率）、接合部（金物使用等）の規定が明確化されました。

写真 - 耐震シェルター事例



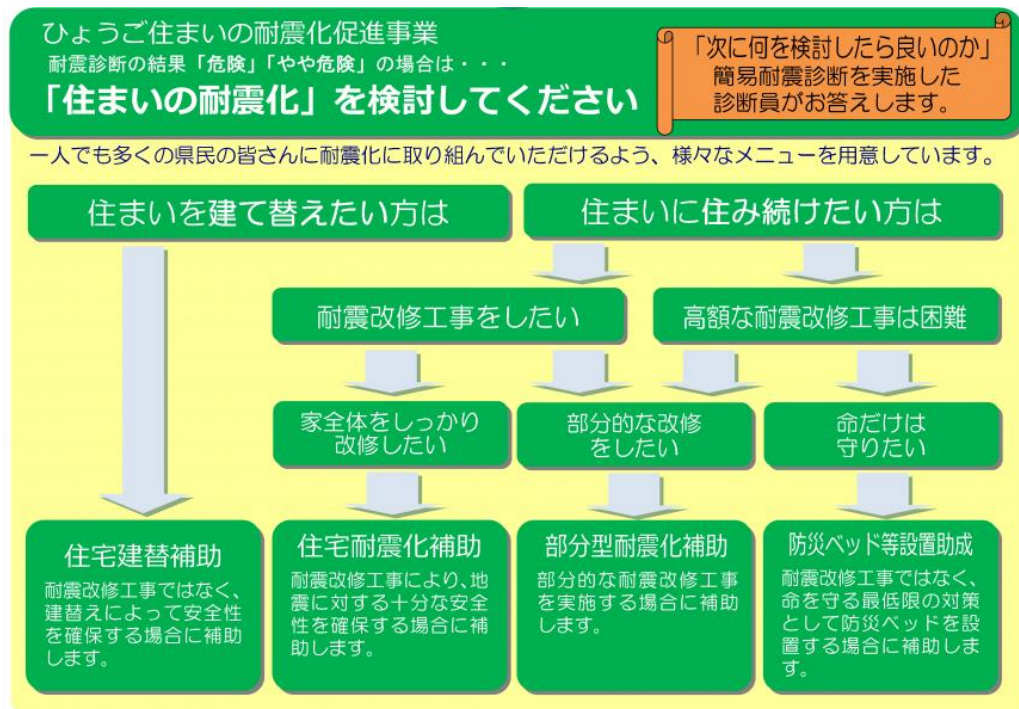
写真 - 防災ベッド事例



[主な取組・事業]

名称	南あわじ市住まいの耐震改修促進事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）
内容	旧耐震基準で建てられた耐震性のない住宅について、簡易耐震診断や、耐震改修工事、防災ベッドの設置等に対する補助 【簡易耐震診断】 住宅、共同住宅の簡易耐震診断 【住宅耐震化補助】 耐震改修計画策定・改修工事補助 【部分型耐震化補助】 簡易耐震改修・屋根軽量化・耐震シェルター補助 【住宅耐震化建替補助】 住宅の現地建替え 【防災ベッド等設置助成】
主体	制度運用：兵庫県 まちづくり部 建築指導課 受付窓口：南あわじ市 都市政策課
名称	安全・安心リフォームアドバイザー派遣事業
内容	耐震改修工事等を計画している居住者に、建築士等のアドバイザーを派遣し、現地で技術的なアドバイスを実施。 ・戸建て住宅耐震化支援 等
主体	ひょうご住まいサポートセンター

図 - ひょうご住まいの耐震化促進事業



基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり

(2) 自然災害から命を守る地域づくり

激甚化・頻発化する自然災害に備え、命を守るための地域対策を強化します。

ハード対策として、避難路や緊急車両が通る生活道路の整備などを支援し、避難ルート
の安全性を確保します。また、災害時に避難者が安心して生活できる環境を確保する
ため、環境変化への対応も含めて必要な設備や物資を計画的に整備し、避難所の環境整
備に努めます。

ソフト対策として、自主防災組織への支援、自治会や防災関係機関と連携した総合防
災訓練を定期的実施し、避難行動や共助の体制を確立することで、地域全体の防災意
識と初期対応力の向上を図ります。市内の防災情報をより多くの市民へ届けるために、
既存のひょうご防災ネットに加えて、市公式LINEの活用と登録促進にも取り組み
ます。

また、災害危険区域からの移転を支援することで、地域の安全確保に努めます。

[主な取組・事業]

名称	自主防災組織育成事業
内容	地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成・活性化、消防団との連携強化を図るとともに、自主防災組織による防災資機材等の整備を促進するため、自主防災組織が実施する事業に補助金を交付 [対象事業] ・防災マップの作成、防災訓練の実施、防災資機材の整備、避難経路等の簡易な整備 など
主体	南あわじ市 危機管理課
名称	大規模災害時の備品等整備
内容	大規模災害時の備えとして、避難所用備蓄物資やトイレカーなどの備品を整備
主体	南あわじ市 危機管理課
名称	デジタル防災行政無線の整備と戸別受信機無償貸与
内容	災害情報や行政情報等をいち早く市民へ伝えるため、デジタル防災行政無線の整備、各戸への戸別受信機無償貸与を実施
主体	南あわじ市 危機管理課

[主な取組・事業]

名称	南あわじ市総合防災訓練
内容	南海トラフ巨大地震、台風などの自然災害に備えるため、住民一人ひとりが有事の際に適切な避難行動がとれるよう防災意識の向上を図るため、市全体で総合防災訓練を毎年実施
主体	訓練開催：南あわじ市 危機管理課 訓練実施：市民・自治会
名称	住宅・建築物土砂災害対策支援事業補助金
内容	土砂災害が発生するおそれのある区域の住民の安全の確保を図ることを目的として、危険住宅の除却、移転・改修等の事業に対し補助金を交付 [対象事業] ① 除却事業 ② 移転事業 ③ 防護壁等整備事業
主体	南あわじ市 都市政策課

写真 - トイレカーの導入



写真 - 総合防災訓練の様子



基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり

(3) 被災後の住宅再建に関する支援

災害により住宅を失ったり、破損等により居住困難となった世帯に対して迅速な支援を行えるように、平時より南あわじ市地域防災計画に基づいた応急仮設住宅の供給及び災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に関する体制整備を行います。また、大規模災害発災時の事前復興計画策定について、有識者や地域住民とともに検討していきます。

予期せぬ自然災害によって住宅が被害を受けた際の市民の生活再建を支援するため、住宅再建支援制度（フェニックス共済など）の周知・啓発を図ります。

[主な取組・事業]

名称	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の普及啓発
内容	自然災害で住宅が被害を受けた際、早期の復興と地域の再生を目的とした兵庫県が運営する住宅再建支援の共済制度の普及啓発
主体	制度運営：兵庫県、周知啓発：南あわじ市 危機管理課
名称	南あわじ市地域防災計画
内容	災害対策基本法に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策全般に関して、行政機関等の処理すべき事務、災害予防や災害応急対策の事項等を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした計画を策定。（例：応急仮設住宅の供給、災害廃棄物の処理）
主体	南あわじ市 危機管理課

【成果指標】 基本方針1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
1 自然災害に対する住宅の安全性に対する満足度	2.94	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
2 住宅の耐震化等への支援に対する満足度	2.69	R6	4.00	R17	市民アンケート調査結果から
3 住宅の耐震化率	83.3%	R5	97%～100% 概ね解消	R17	市耐震改修促進計画で設定
4 市総合防災訓練参加者数	5,721人	R6	12,000人	R17	市総合計画で設定

指標1：R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00を最高値、1.00を最低値として設定し及び2 たものであり、成果指標1及び2は中央値3.00を超える3.50又は4.00（住宅の耐震化支援について優先度を考慮し設定）をR17目標値として設定

指標3：南あわじ市耐震改修促進計画において設定されている指標

指標4：第2次南あわじ市総合計画において設定されている指標



基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備

(4) 地域と連携した防犯に配慮した住環境整備

市民が日常的に安心できる環境を整備するため、犯罪を未然に防ぐための防犯対策を地域と連携して進めます。

犯罪発生の抑止に効果の高い防犯灯の設置及び適切な維持管理、地域での防犯カメラの設置支援と警察機関と連携した効果的かつプライバシー保護に配慮した活用方法の検討を行うことで、安心して暮らせる環境整備を促進します。

また、複雑化・巧妙化している消費生活に関する相談のため、消費生活センターを設置し、市民からの相談対応や解決支援を行うとともに、消費者トラブル等の啓発活動を強化することで、市民の安全安心な暮らしを守ります。

[主な取組・事業]

名称	防犯灯の設置及び管理
内容	夜間における犯罪、交通事故、青少年の非行化等の防止を図り、明るく住みよいまちづくりに資するため、防犯灯の設置及び管理を実施
主体	設置：南あわじ市 危機管理課 管理：自治会（※ ただし、国道、県道等は市）
名称	防犯カメラ設置費補助事業
内容	地域団体が設置する防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費の一部を補助し、地域防犯活動を設備面から支援
主体	補助：兵庫県、南あわじ市 危機管理課 管理：自治会、地域づくり協議会
名称	消費生活センターの設置
内容	消費者トラブルなどの相談や解決支援を行うとともに、消費者被害を未然に防止するための出前講座や啓発活動を実施
主体	南あわじ市消費生活センター（南あわじ市 市民協働課）

[主な取組・事業]


名称	自動録音装置普及事業
内容	固定電話に着信時、警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で配付
主体	ひょうご地域安全まちづくり推進協議会 (兵庫県県民生活部くらし安全課内)

図 - 自動録音装置普及事業

特殊詐欺から身を守る

外付録音機

申請受付中



自宅の電話機に特殊詐欺対策をしませんか？

兵庫県内の特殊詐欺認知件数・被害額ともに過去最多(令和6年)を更新。特殊詐欺の約6割が固定電話へのアプローチから始まります。固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を**無償で配付**します。

対象者 兵庫県内に居住する以下の要件を満たす方

- 原則、**65歳以上**の高齢者のいる特殊詐欺被害リスクの高い世帯(1世帯につき1台まで)
- 県内市町や警察署を含む同様の補助・貸与を受けていないこと

申請方法 裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法により「ひょうご地域安全まちづくり推進協議会」まで申請してください。審査の上、後日、機器を送付します。予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

注意事項

- 黒電話等の電話線の取り外しができないものには設置できません。
- 既設の「緊急通報システム」等併用できない機器があります。
- ビジネスフォン、ナンバーディスプレイ、インターホン等、電話機能や回線によっては設置できない場合があります。
- 電気代は設置された方の負担となります。
- 録音機が故障した場合、保証期間外の修理・交換に係る費用は、設置された方の負担となります。
- 転貸および売却等はできません。

基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備

(5) 高齢者や障害者の快適な生活を支える住まい支援

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安全かつ快適に暮らし続けられるよう、住まいの整備や生活を支援します。

段差解消や手すり設置などのバリアフリー改修への支援を行うとともに、熱中症対策としてエアコン設置等、暑さ対策に必要な改修費用の支援を行います。

また、低所得世帯等の生活の安定を図るため、住宅に付随する生活支援を講じることで、経済的な負担軽減による安心も確保します。

[主な取組・事業]

名称	介護保険居宅介護（介護予防）住宅の改修費支給
内容	要介護・要支援者の在宅介護に必要な手すりの取り付け、段差の解消などの改修費用の一部を補助
主体	南あわじ市 長寿・保険課
名称	福祉いきいき住宅改修助成事業
内容	自宅での生活を希望する高齢者等にとって、日常生活に支障のある既存住宅を改造する経費に対して補助（介護保険の住宅改修と一体で実施）
主体	南あわじ市 長寿・保険課
名称	障害者等日常生活用具給付事業による住宅改修
内容	障害者手帳をお持ちの方等が居宅内の移動を円滑にするための用具を設置する際に、小規模な住宅改修を伴うものに限り、改修費用の一部を補助（障害要件あり）
主体	南あわじ市 福祉課
名称	高齢者日常生活用具給付等事業
内容	低所得の高齢者のみの世帯に対し、電磁調理器・火災警報器・自動消火器の購入補助や高齢者用電話の貸与を実施
主体	南あわじ市 長寿・保険課
名称	生活困窮者エアコン購入費等助成
内容	居住する住宅に使用できるエアコンがない高齢者等の生活困窮者に対し、エアコンの購入や設置、修理を促進することで、熱中症による健康被害を予防することを目的に費用の一部を助成
主体	南あわじ市 福祉課

基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備

(6) 福祉連携による住宅確保要配慮者への重層的支援

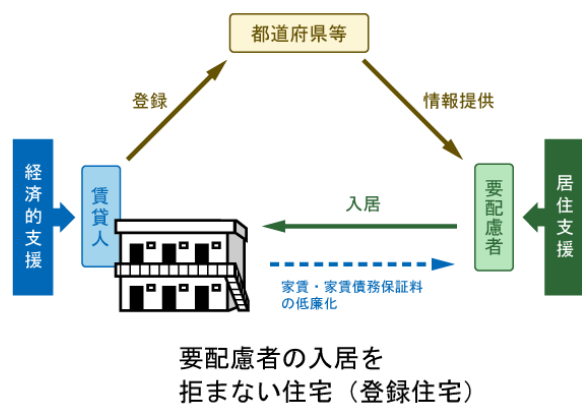
住宅部局と福祉部局が緊密に連携し、住宅に困窮する生活困窮者や高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の暮らしの安心を確保します。

市営住宅や県営住宅、民間賃貸住宅を活用するセーフティネット住宅による取組を推進するとともに、重層的支援体制整備事業と連携することで、切れ目のない居住支援を実現します。また、通信ネットワークとインターネットの普及を背景に、今後進展が期待されるICT（情報通信技術）やIoT（家電などの様々なモノをインターネットと繋ぐ技術）を活用した見守り機能を有する住宅の普及促進に取り組みます。

写真 - 市営住宅 しづおり第2団地



図 - 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度



[主な取組・事業]

名称	市営住宅の供給・維持管理
内容	公営住宅法に基づき、主に低所得者を対象として、令和7年度時点で500世帯に市が住宅を賃貸。市営住宅の長寿命化による改修と老朽化した市営住宅の廃止を行うことで、将来の需要に考慮した上での適切な供給と維持管理を実施。真に住宅に困窮する世帯に住宅を供給するために、高額所得者等を対象に入居の適正化を推進。
主体	南あわじ市 都市政策課
名称	県営住宅の供給・維持管理
内容	公営住宅法に基づき、主に低所得者を対象として、令和7年度時点で67世帯に県が住宅を賃貸。
主体	兵庫県 公営住宅管理課



[主な取組・事業]

名称	住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給促進
内容	住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、外国人など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録と居住のマッチング支援を実施
主体	登録制度：兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 居住のマッチング支援：ひょうご住まいサポートセンター

名称	民生委員・児童委員による地域福祉活動
内容	地域福祉の向上のため、地域において相談・援助などの自主的な活動や関係行政機関への協力活動を実施
主体	南あわじ市 福祉課

名称	ひとり親家庭相談
内容	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親及び寡婦の経済的自立に必要な情報提供や、継続的な相談、職業能力の向上及び就業支援を実施
主体	南あわじ市 福祉課

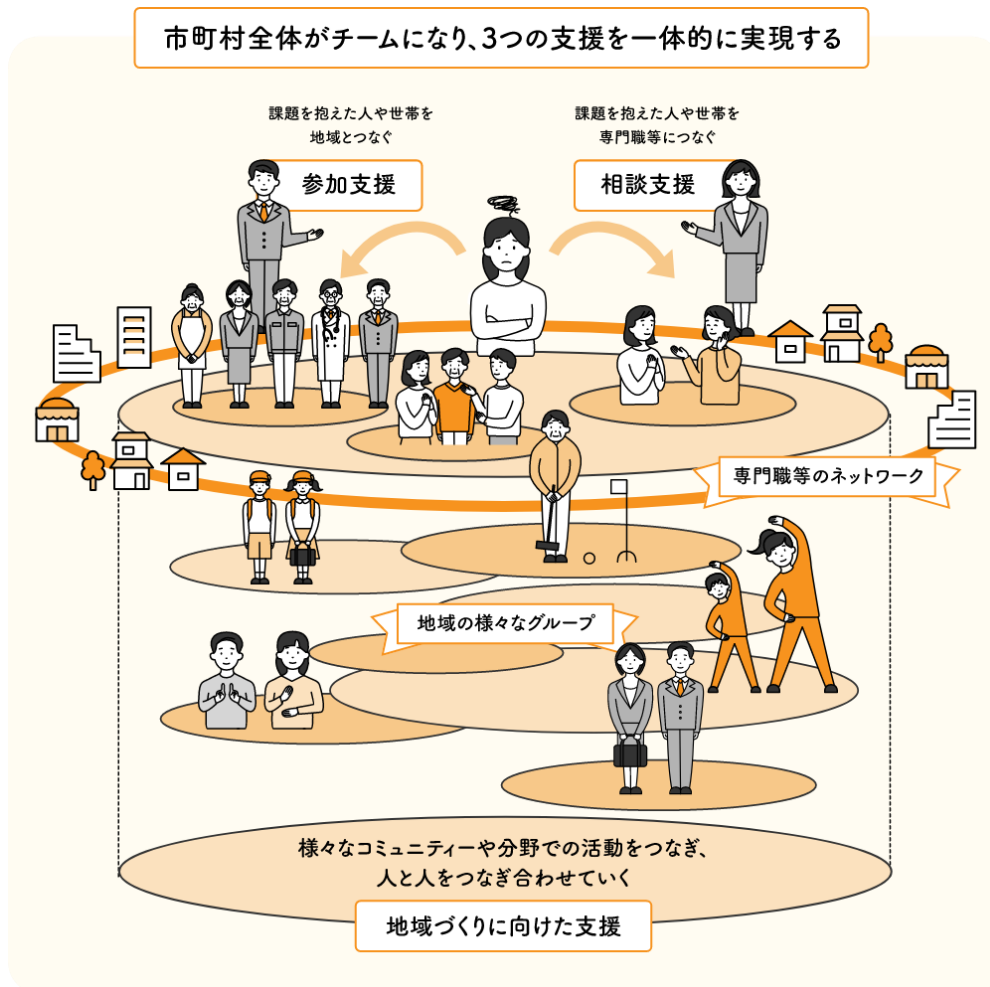
名称	生活保護・住宅扶助の支給
内容	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して、家賃等にかかる費用を限度額の範囲内で支給
主体	南あわじ市 福祉課

名称	母子父子寡婦福祉資金貸付・生活資金、住宅資金等の貸付
内容	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を推進することを目的とした、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる県の貸付制度
主体	制度運用：兵庫県 受付窓口：南あわじ市 福祉課

[主な取組・事業]

名称	重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）
内容	多機関協働事業は、事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関のサポート機能を持つ 地域共生社会実現のため、既存の相談支援機関や専門家、民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動の担い手等がチームとなり、「属性を問わない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を実施
主体	南あわじ市 地域包括ケア推進課

図 - 重層的支援体制整備事業のイメージ



基本目標1 | ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現

方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備

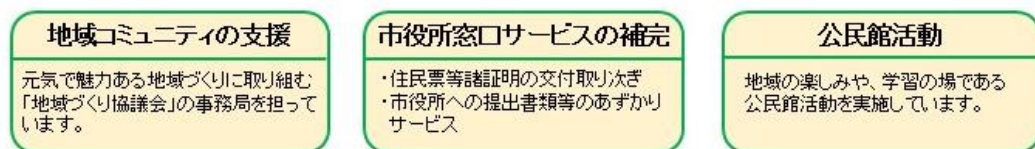
(7) 市民交流センターを拠点とした地域の支え合い体制づくり

地域住民の社会的孤立の発生や深刻化を防ぎ、地域全体で見守り支え合う共助の仕組みを強化します。

各地区公民館内に設置した市民交流センターを拠点に、多様な世代が参加するイベントや活動を展開し、地域の担い手づくりや地域コミュニティの醸成を支援することで、誰もが安心感を持ち、生き生きと暮らせる社会の実現をめざします。

また、自治会、老人クラブ、消防団などの地域団体をはじめとする多様な主体が関わる地域づくり協議会と行政各部署が協働し、高齢者、障害者、外国人を含む誰もが孤立しない地域の体制づくりを市民交流センターがパイプ役となって進めていきます。

図 - 市民交流センターの3つの役割



[主な取組・事業]

名称	市民交流センター（協働のまちづくり拠点）の運営
内容	市内 21 地区の地区公民館内において、従来の公民館活動機能に加え、地域コミュニティ支援機能、市役所窓口サービスの補完機能の 3 つの機能をあわせ持った「市民交流センター」を運営 “協働によるまちづくり”を掲げ市民交流センターを地域活動や交流の拠点として、広く地区住民に愛され利用できる場づくりを目指している
主体	所管：南あわじ市 市民協働課 取組：地域づくり協議会
名称	地域づくり事業交付金
内容	地域の多様な主体が関わる地域づくり協議会が、地域のつながり強化や課題解決に向けた活動を行うための財源を支援
主体	補助：南あわじ市 市民協働課 取組：地域づくり協議会

写真 - 地域づくり活動の例



写真 - 公民館活動の例



【成果指標】基本方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
5 住宅の防犯性への支援に対する満足度	2.63	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
6 生活困窮者への住宅供給に対する満足度	2.81	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
7 主な刑法犯罪の認知件数	年間 203件	R6	年間 100件	R17	市総合計画で設定
8 市営住宅の長寿命化改修工事実施戸数	-	R6	140戸	R17	市公営住宅等長寿命化計画で設定

指標5 : R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00 を最高値、1.00 を最低値として設定し及び6 たものであり、成果指標5 及び6 は中央値 3.00 を超える 3.50 を R17 目標値として設定

指標7 : 第2次南あわじ市総合計画において設定されている指標

指標8 : 南あわじ市公営住宅等長寿命化計画（令和8年3月改定）において設定している、長期的な活用を図るための改修工事計画戸数



基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供

(8) 若者・子育て世帯向け賃貸住宅の確保と居住支援

住宅需要のミスマッチに対応するための住宅確保の支援や若年・子育て世帯を対象とした賃貸住宅への居住を支援します。

民間賃貸住宅等の整備を促進し、単身世帯の住宅確保を支援します。さらに、市営住宅の特定公共賃貸住宅をお試し住宅として活用することを検討するなど、移住者等が地域での生活を体験できる機会を提供します。

また、若年・新婚世帯が市内の賃貸住宅で新生活を始める際の経済的な負担の軽減や、移住支援サイトの運営等を通じて情報発信・相談窓口の充実を図ります。

[主な取組・事業]

名称	民間賃貸住宅等整備促進事業
内容	<p>良好な民間賃貸住宅の供給を促進し、移住・定住人口の増加と市内における就労人材の確保及び地域経済の活性化につなげることを目的とし、民間賃貸住宅等（社宅を含む）整備費用の一部を補助</p> <p>単身世帯向けの賃貸住宅ストックが不足していることを背景とした取組であり、令和7年度及び令和8年度を事業認定期間とし、補助金交付を受けた整備後10年間の事業継続を要件として実施</p> <p>※ 令和7年度中に114戸が、本制度を活用して建設予定。</p>
主体	南あわじ市 都市政策課
名称	新婚世帯家賃補助事業
内容	新婚世帯等が市内の民間賃貸住宅で新生活を始めるにあたり、住居賃借費（家賃）の一部を補助
主体	南あわじ市 ふるさと創生課

図 - 南あわじ市移住支援サイト（住みニコ） ホームページ



[主な取組・事業]

名称	住まいに関する情報発信・相談窓口の充実
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援サイト「住みニコ」の運営 ・オンライン相談（予約制） ・休日等移住相談：土曜、日曜、祝日（年末年始は除く） ・移住体験プログラム：空き家見学などオーダーメイド型の移住体験を提供（予約制）
主体	南あわじ市 ふるさと創生課



図 - あわじ暮らし総合相談窓口 ホームページ



[主な取組・事業]

名称	あわじ暮らし総合相談窓口
内容	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県淡路県民局が設置し、NPO 法人あわじ FAN クラブが運営する、淡路島への移住を希望する人々のための総合的な相談窓口 移住希望者に対する、淡路島での暮らし全般に関する相談への対応、情報提供を実施
主体	兵庫県 淡路県民局

基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供

(9) 若い世代・子育て世代の定住促進に向けた支援

若年・子育て世帯の定住を促進するために、ライフイベントやニーズに応じた住宅の取得を支援します。

結婚新生活の支援やマイホーム取得の支援を通じて、新婚世帯や市外からの移住者が住宅を取得・賃借・移住する際の経済的負担を軽減し、市内への定住を促進します。

また、島外からUターンする世帯の移住支援や、子育て世代等が親世帯と同居・近居する際の住宅取得やリフォーム支援を通じて、市内で生まれ育った若年層の定住に繋がります。

さらに、産官学民、オール南あわじで男女共同参画を推進するための枠組み「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、若者・子育て世代が家庭と仕事を両立しやすい環境づくりをめざします。

図 - 定住促進に向けたライフイベントごとの支援イメージ





[主な取組・事業]

名称	結婚新生活支援事業
内容	新婚世帯が市内で新生活を始める際の住宅取得費、住居賃借費（敷金、礼金、仲介手数料。家賃は除く）、引越費用の一部を補助
主体	南あわじ市 ふるさと創生課
名称	マイホーム取得事業
内容	淡路島外から南あわじ市への移住に際し、市内でマイホームを取得した方に取得費用の一部を補助
主体	南あわじ市 ふるさと創生課
名称	移住支援事業
内容	島外から移住（UIJ ターン）する世帯が、民間賃貸住宅で居住を始める際の初期費用（礼金、仲介手数料）、引越費用、レンタカー費用（おためし居住世帯のみ）の一部を補助
主体	南あわじ市 ふるさと創生課
名称	多世代同居・近居支援事業
内容	多世代家族 [*] が同居や近居（同一単位自治区域内で居住）をする際の住宅の取得やリフォーム費用の一部を補助する。 住宅の新築・購入・増改築・リフォーム工事に要した費用の1/3を補助
主体	南あわじ市 ふるさと創生課
名称	子育て応援コンソーシアム
内容	安心して子育てができる環境が魅力になり、若者や子育て世代に選ばれるまち・企業になることを目指し、令和5年度に「子育て応援コンソーシアム」を発足。「子育てや介護と仕事の両立」「男女問わず働きやすく、働きがいのある職場づくり」に地域・企業・行政が一体となり、勉強会やフォローアップ、事例発表会などの取組を推進
主体	南あわじ市 ふるさと創生課

基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供

(10) 住宅困窮者に対応した多様な居住の場の確保

住宅に困窮しがちな高齢者・障害者・ひとり親世帯などに対応するため、セーフティネット住宅や新たに制度化された居住サポート住宅の周知啓発による登録促進に向けた居住支援体制構築を検討し、すべての人が安心して住み続けられる多様な居住の場を確保に取り組みます。

[主な取組・事業]

名称	住宅セーフティネット機能の体制構築
内容	住宅部局・福祉部局等で定期的に情報交換を行うとともに、住宅確保要配慮者からの具体的相談案件が生じた際は、連携して対応。不動産事業者等と連携し、セーフティネット住宅の登録数増加に向けた支援策を検討。福祉事業者と連携し、市内を対象とする居住支援法人を模索するとともに居住支援協議会設立に向けた検討を実施し、居住サポート住宅の供給に向けた取組を推進。
主体	南あわじ市 都市政策課、福祉課、地域包括ケア推進課 民間（不動産事業者、福祉事業者等）

【成果指標】 基本方針3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
9 転入者への住宅支援に対する満足度	2.90	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
10 高齢者・障害者への住宅供給に対する満足度	2.77	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
11 社会増減人数	年間 △153人	R6	年間 0人	R17	市総合計画で設定
12 補助金制度による単身者向け民間賃貸住宅等の供給維持戸数	-	R6	累計 170戸	R17	民間賃貸住宅等整備促進事業の目標値

指標9：R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00を最高値、1.00を最低値として設定し及び10 たものであり、成果指標9及び10は中央値3.00を超える3.50をR17目標値として設定

指標11：第2次南あわじ市総合計画において設定されている指標

指標12：南あわじ市民間賃貸住宅等整備促進事業補助金により設定している単身者向け民間賃貸住宅等の新規供給目標戸数と一致。令和17年度においても引き続き供給が維持されていることを目標として設定



基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実

(11) 安心して子育てができる環境の整備

子育て世帯のニーズに対応し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

保育人材の確保による安定した保育サービスの提供とともに、子育てに必要な情報をわかりやすく発信することで、安心して子育てができる環境づくりを実現します。また、公園（都市公園含む）施設の長寿命化や設備等の充実を図るとともに、海岸などの自然環境保全、小学校の校庭開放などを通じて、安全で質の高い遊び場を確保します。

さらに、子どもから大人まで生涯を通じて楽しく学び続けられる「学ぶ楽しさ日本一」をめざした取組を進め、地域社会全体の活性化を図ります。

[主な取組・事業]

名称	保育士確保対策事業
内容	淡路島外の保育士資格を有する者や潜在保育士の就職支援による保育士不足の解消を目的として、市内保育施設に就職した転入保育士等へ、就労支援一時金の支給や住居を借り上げるための費用の一部を支援
主体	南あわじ市 こども未来課
名称	公園の整備・管理、質の向上（公園長寿命化計画の推進 など）
内容	南あわじ市公園施設長寿命化計画に基づき、公園（都市公園含む）の適切な維持管理を推進するとともに、令和7年度に旧三原庁舎跡地に新たな都市公園を整備 小学校の校庭と遊具を開放することで、子どもの身近な遊び場を確保 地域にある公園や憩いの場を有効活用することにより、子育て支援機能を強化していく。
主体	南あわじ市 都市政策課、教育委員会 ほか
名称	学ぶ楽しさ日本一をめざした取組の推進
内容	すべての市民が生涯を通じてどんなときでも楽しく学ぶ機会を持ち、心豊かな日々を送れるよう多くの学びの場を整えるとともに、市民の学びの「活気=いぶき」が地域社会全体の活性化へつながり、「学ぶ楽しさ」であふれるまちをめざす。 【こどもの教育に関連した取組項目】 ふるさと創造学習、防災ジュニアリーダーの養成、アフタースクール、夢プロジェクト、ICT教育の推進、人権学習、市民に開かれた図書館づくり など
主体	南あわじ市 教育委員会

図 - 公共施設における遊具設置の例



図 - 子育て支援ハンドブック



[主な取組・事業]

名称	子育て支援ハンドブックの配布・周知
内容	子育てに関する情報・サービス・問い合わせ先をまとめた冊子『子育て支援ハンドブック』を作成し配布。 国や県、市独自の子育て支援事業等について「妊娠がわかったら」「赤ちゃんが生まれたら」「乳幼児の子育て支援」などの各ライフステージに応じた助成制度や支援サービスを一覧表などでまとめており、また巻末には、市内の施設情報をまとめた「おでかけマップ」も掲載している
主体	南あわじ市 こども未来課



基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実

(12) 利便性を高める持続可能な交通ネットワークの構築

淡路島地域公共交通計画に基づき、市域を越えた移動環境の向上や交通結節点機能の充実、切れ目のない移動サービスの提供などを推進することで、市民の日常的な移動手段を確保し、利便性を高めます。

島外への通勤・通学を支援し経済的負担を軽減するとともに、路線バスや離島航路、コミュニティバスの運行支援を継続します。

今後は、AI や自動運転といった新技術の活用に加え、ライドシェアなどで自宅から目的地までの「ラストワンマイル」(最寄りのバス停から最終目的地(自宅や施設など)までの短距離の移動区間)を支える仕組みを検討します。誰もが自由に移動できる、持続可能な交通ネットワークづくりを推進します。

[主な取組・事業]

名称	通勤・通学者交通費助成事業
内容	高速バス又は船舶を利用して、市内から島外（島内の一部を含む）へ通勤・通学する際の定期券購入費の一部を助成
主体	南あわじ市 ふるさと創生課
名称	路線バスへの支援（運行対策補助・バス利用促進補助）
内容	市域内の公共交通（バス）は、少子高齢化及び人口減少、自家用車保有率の増加等に起因し、利用者の減少に伴う採算性の悪化からサービス基準の低下（減便等）が懸念されていることから、民間路線バスへの運行費補助やバス利用促進のための運賃助成を実施
主体	南あわじ市 交通政策課
名称	離島航路補助金
内容	沼島（離島地域）への唯一の交通手段を確保するため、離島航路事業者に対し補助金を交付（欠損額の補填） 合わせて、沼島地区住民に運賃割引を実施
主体	南あわじ市 交通政策課

[主な取組・事業]

名称	コミュニティバス運行事業
内容	民間の路線バスが撤退した路線などの交通空白地を解消し、市民の生活移動手段を確保・維持するため、コミュニティバス（らん・らんバス）を運行。利用状況及び利用者等の声、地域特性を踏まえルート及びダイヤを適宜改訂し運行
主体	南あわじ市 交通政策課

図 - らん・らんバス運行路線図





基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実

(13) 福祉サービスの充実による生活の質の向上

高齢者や支援を必要とする方々が地域で安心して生活できるよう、充実した福祉サービスを提供します。

経済的に困窮する市民に対する相談や住宅確保、一時的な生活の支援を通じて、早期の自立を促します。

高齢者が住み慣れた地域で介護、保健福祉、医療、権利擁護などのサービスを総合的・包括的に受けられるよう支援し、誰もが安心できる生活の質の向上を目指します。

また、福祉サービスの担い手である介護・看護人材確保を図るため、就労一時金や家賃補助の支給などの支援制度を実施します。

[主な取組・事業]

名称	生活困窮者自立支援制度
内容	生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、経済的に困窮している市民が困窮状態から早期に自立できるよう支援事業を実施 【支援事業メニュー】 ・自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業
主体	南あわじ市 福祉課
名称	日常生活自立支援事業
内容	高齢者や知的・精神障害者などでご本人の利用意思が確認できる人を対象とし、安心して在宅生活が送れるように介護保険など福祉サービスの利用手続きや日常生活の中での金銭や通帳の管理などを支援
主体	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会
名称	成年後見制度の利用促進
内容	認知症、知的障害その他の精神上の障害により、財産管理や日常生活等に支障がある人を保護・支援する制度である成年後見制度の利用促進を実施
主体	南あわじ市 福祉課 地域包括ケア推進課

[主な取組・事業]

名称	地域包括支援センターの運営
内容	高齢者が住みなれた地域で、自立した生活が継続して送れるように、介護サービスを始め、保健福祉・医療・権利擁護など様々なサービスを総合的・包括的に提供できるよう地域包括支援センターでの支援を実施
主体	南あわじ市 地域包括ケア推進課
名称	介護・看護人材確保対策事業
内容	淡路島から市内への転入者又は市内在住者が、市内の介護事業所または病院等に新たに就労する場合、就労支援一時金や家賃補助を実施
主体	南あわじ市 福祉課
名称	地域介護拠点整備補助金
内容	市内の地域介護拠点施設を整備又は改修する事業者に対して、補助金を交付
主体	南あわじ市 長寿・保険課

基本目標2 | すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現

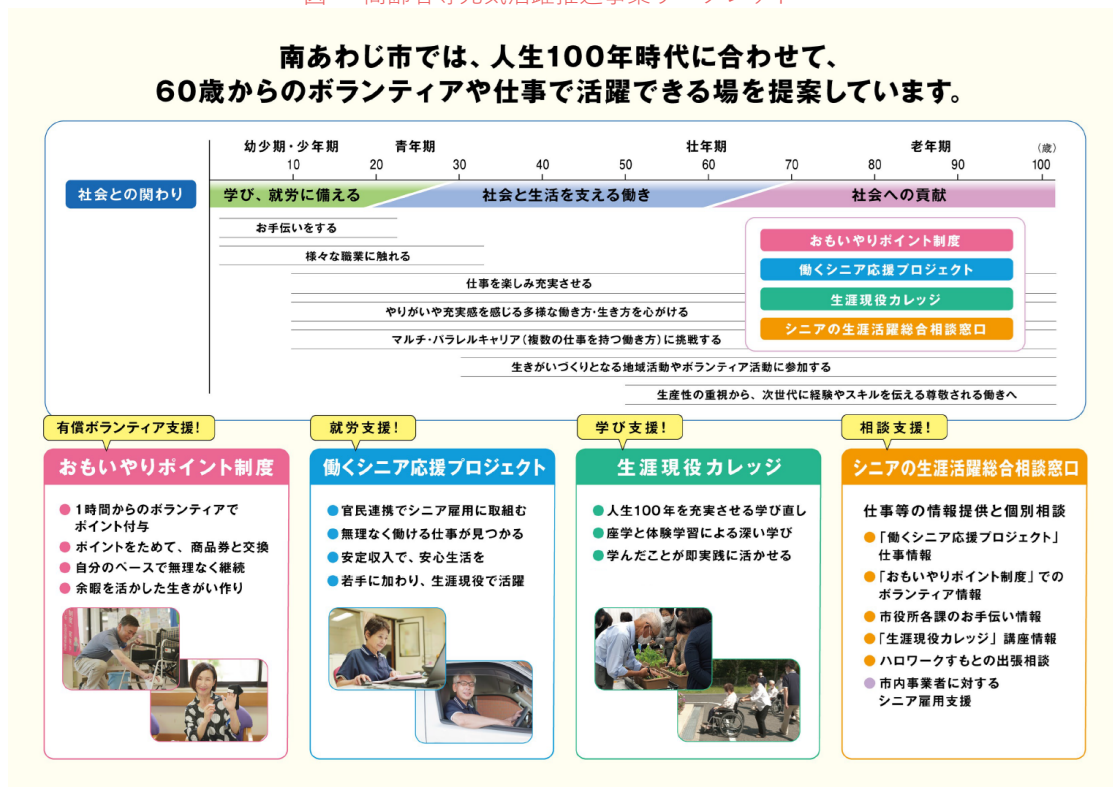
方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実

(14) 地域活動・社会貢献活動参加による健康寿命伸長

超高齢社会を克服する先導的な地域となることを目指し、高齢者が有償ボランティア等の社会貢献活動や、就労を通じた社会参加に取り組める場を提供します。

また、市民交流センターや地域施設などでの多世代交流や介護予防活動の場づくりを支援し、南あわじ市の強みである「地域力」を活かした取組を進めることで、誰もが助け合い、ふれあう共生社会の実現を目指します。

図 - 高齢者等元気活躍推進事業リーフレット



[主な取組・事業]

名称	南あわじ市高齢者等元気活躍推進事業
内容	人生100年時代の到来を迎え、高齢者の健康寿命伸長と地域の担い手づくりの推進に向けて、60歳以上の市民を対象に社会を「支える側に立つ人」をできるだけ多く増やしていくため、シニア世代が自身のペースや希望に合わせた「就労」や「ボランティア活動」の場の拡大とその活躍に向けた学び支援を実施
主体	南あわじ市 長寿・保険課 生涯活躍推進室

[主な取組・事業]

名称	地域でつながる「集いの場」支援
内容	「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を地域で広げる交流・介護予防活動に対して費用を助成
主体	補助：南あわじ市 地域包括ケア推進課

【成果指標】基本方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
13 子育て、教育施設の充実に対する満足度	2.88	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
14 買物、利便施設へのアクセスに対する満足度	2.85	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
15 市民1人当たりの都市公園面積	5.2 m ²	R6	10.0 m ²	R17	市都市公園条例にて規定
16 コミュニティバスの利用者数	年間 8.1 万人	R6	年間 7.3 万人	R17	市総合計画で設定

指標 13：R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00 を最高値、1.00 を最低値として設定し及び 14 たものであり、成果指標 13 及び 14 は中央値 3.00 を超える 3.50 を R17 目標値として設定

指標 15：南あわじ市都市公園条例第2条の3において規定されている基準

指標 16：第2次南あわじ市総合計画において設定されている指標（少子高齢化の動態と利用実績により算出設定）



基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針5 空き家・空地の戦略的活用と適正な資源化の推進

(15) 地域資源としての空き家の戦略的な利活用の促進

空き家の再生やまちづくりへの活用を戦略的に推進することで、空き家を地域資源として有効に循環させます。

空き家バンク制度を軸に、移住・定住者のニーズに応じた良質な空き家の改修・利用を支援することで、移住・定住希望者への空き家提供を強化します。

また、空き家の利活用を重点課題として地域ぐるみで取り組む動きと連携して、地域活性化や起業の拠点として戦略的に利活用し、空き家活用によるまちづくりや定住促進を図ります。

[主な取組・事業]

名称	空き家確保支援事業
内容	市内に所在する空き家を地域資源として掘り起こし、空き家を住まいとして選択できる環境の整備を図ることで、市の定住促進や地域の活性化に寄与することを目的として、空き家の掘り起こしを行った方や自己が所有する空き家を適正に管理した方に対し、補助金を交付
主体	南あわじ市 都市政策課
名称	定住促進空き家活用支援事業
内容	市内にある空き家の有効活用と、市内への定住促進を図るため、一定の条件を満たす空き家を改修等する場合に改修費、家財道具等の処分、登記費用、島外在住者への引っ越し費用の一部を補助
主体	南あわじ市 都市政策課
名称	空き家バンク制度
内容	移住、定住等を目的として空き家を利用する希望者に対して、情報を提供し空き家の解消につなげるため、市内にある空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受け、空き家バンクに登録した空き家情報を、ホームページ等で公開
主体	南あわじ市 都市政策課

[主な取組・事業]

名称	空き家活用支援事業
内容	戸建ての住宅や共同住宅の空き住戸を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用するために改修する際、改修工事費の一部を補助
主体	制度運用：兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 受付窓口：南あわじ市 都市政策課
名称	食の街区形成事業
内容	空き家等を活用した新規出店促進による「食の街区」を形成 空家等活用促進特別区域、起業等及び空き家等活用支援事業を活用したまちづくりを支援
主体	南あわじ市 商工観光課、都市政策課
名称	古民家再生促進支援事業
内容	伝統的木造建築技術の継承や、まちなみ景観の維持・保全を目的として、地域の建築士・大工等による古民家の建物調査及び再生提案をひょうご住まいサポートセンターに委託して実施し、市町とともに活用のための改修工事費の一部を補助
主体	制度運用：兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 受付窓口：南あわじ市 都市政策課

写真 - 食の街区形成事業におけるイベントの様子





基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針5 空き家・空地の戦略的活用と適正な資源化の推進

(16) 老朽危険空き家の解消による地域景観の維持

地域環境に悪影響を及ぼす危険性のある特定空家等へ適切な対応を行うとともに、除却を支援することで、安全な住環境の確保と地域景観の維持を図ります。

[主な取組・事業]

名称	老朽危険空家除却支援事業
内容	空家等対策の推進のため、市内に所在している老朽危険空家の除却に要する費用の一部を補助
主体	南あわじ市 都市政策課

(17) 空き家等の適正管理と情報提供の推進

自治会や福祉事業者等との連携体制を構築し、空き家や空家化が懸念される建物や所有者等の情報を把握した上で、日常的な適正管理に関する助言・指導や各種補助制度等の情報提供を実施します。

[主な取組・事業]

名称	空家等対策計画に基づく建物の適正管理の促進
内容	空家等対策計画に基づき、関係機関等との連絡体制を確立するとともに、地域との連携等による空家の適正な管理を実施
主体	南あわじ市 都市政策課

【成果指標】 基本方針5 空き家・空地の戦略的活用と適正な資源化の推進

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
17 空き家等利活用への支援に対する満足度	2.81	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
18 空き家等の適正管理への支援に対する満足度	2.65	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
19 空き家バンク制度の登録件数	年間 52件	R6	年間 60件	R17	市空家等対策計画で設定
20 空家除却支援事業による空家除却件数	年間 6件	R6	年間 15件	R17	市空家等対策計画で設定

指標 17 : R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00 を最高値、1.00 を最低値として設定し及び 18 たものであり、成果指標 17 及び 18 は中央値 3.00 を超える 3.50 を R17 目標値として設定

指標 19 : 第 2 次空家等対策計画において設定されている指標及び 20

基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換

(18) エネルギー効率の高い住宅への誘導と支援

地球温暖化対策への貢献と市民の快適性向上のため、太陽光発電等の普及促進や、高い省エネルギー性能を持つ住宅の新築やリフォームを対象に住宅の省エネ化を支援する「みらいエコ住宅 2026 事業」を周知・啓発します。住宅ストックの更新により、環境負荷の低い良質な住宅への転換を推進します。

図 - みらいエコ住宅 2026 事業の概要



[主な取組・事業]

名称	みらいエコ住宅 2026 事業の推進
内容	省エネ性能の高い「GX 志向型住宅」や長期優良住宅等の新築、既存住宅の断熱改修を支援する国の制度「みらいエコ住宅 2026 事業」を周知・啓発することにより省エネ支援事業を推進。 ※ 断熱等級の向上やエコ設備の設置、HEMS 導入などが要件に新築で最大 125 万円、リフォームで最大 100 万円の補助を実施。
主体	制度運営：国土交通省
名称	南あわじ市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入促進事業
内容	住宅用太陽光発電設備と蓄電池を一体的に導入する際の経費の一部を補助（※ 兵庫県が応募する環境省の重点対策加速化事業）
主体	南あわじ市 環境課



基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換

(19) 地域資源を活かした住宅の質向上と景観の継承

地域の歴史・文化を継承する淡路瓦や地域固有の魅力を有する景観の形成を推進することで、地域の歴史・文化を継承します。

地場産業である淡路瓦を使用した屋根工事を支援することで、住宅の自然災害への予防策を講じるとともに、街なみ景観の形成を促進します。また、淡路島の景観づくり運動や屋外広告物の規制などを通じて、美しい海岸線と豊かな自然景観といった地域固有の魅力を守り、未来に継承できる住宅と住環境の実現を目指します。

[主な取組・事業]

名称	淡路瓦屋根工事の奨励金
内容	地場産業の振興と麓（いらか）街なみ景観形成の促進を図ることを目的に、淡路瓦を使用した住宅、賃貸住宅または事業所の建築主に対して奨励金を交付
主体	南あわじ市 商工観光課
名称	まちの景観向上に関する取組 (県緑条例の推進、景観の形成等の促進、屋外広告物の規制など)
内容	<p>【緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）】 緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然に配慮した開発を誘導することにより、自然と調和した地域環境の形成を図る</p> <p>【景観の形成等に関する条例】 魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として、優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定めており、条例に基づき景観形成重要建築物等を指定</p> <p>【屋外広告物条例】 良好な景観若しくは風致（自然の美しさ）の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図るために、屋外広告物の設置に対して適正な規制を実施</p>
主体	兵庫県、南あわじ市 都市政策課

写真 - 菊川家住宅（兵庫県景観形成重要建築物）



写真 - 自然豊かな南あわじ市の景観



[主な取組・事業]

名称	淡路島景観づくり運動の推進
内容	生活の中で守り育てていきたいと感じる景観や淡路島らしいと感じる景観を一般投票により選定した「淡路島百景」を島内外に広く周知
主体	兵庫県

図 - 淡路島百景パンフレット

「淡路島百景」とは

「淡路島百景」とは、生活の中で守り育てていきたいと感じる、また、淡路島らしいと感じる100の景観です。兵庫県淡路県民局では、淡路島の景観づくり運動の一環として、一般投票を行い、平成25年2月に「淡路島百景」を選定しました。

「俳句で詠む淡路島百景」とは

淡路島は著名な俳人を輩出し、俳句が盛んな地であることから、淡路島百景の魅力は俳句で発信するために、平成26年と29年の2回にわたって俳句を公募し、編纂したものです。

「淡路島百景」をもっと知りたい方は

兵庫県ホームページでもそれぞれの景観の解説やアクセス情報等を掲載しています。ぜひご覧ください。

「淡路島百景」Instagram

淡路県民局まちづくり建築課の公式Instagramでも「淡路島百景」を紹介しています。ぜひフォロー＆いいねをお願いします！

【注 釈】

このマークがついている景観は、「兵庫の景観ビューポイント150選」にも選ばれています。

このパンフレットで紹介している写真の一部は、兵庫県淡路県民局が平成23年～24年度に実施した「淡路島景観フォトコンテスト」応募作品を使用させていただきます。

また、休止等により現在では見られない景観や行事もあります。

■発行元：兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所まちづくり建築課
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 発行日：2025年3月 [06淡路②]2-007A2

みんなで選んだ、淡路島を代表する100の景観

基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換

(20) 良好な生活環境を支える計画的な開発とインフラ整備

良好な住環境を維持するため、南あわじ市開発指導要綱等に基づき計画的に開発を誘導します。また、快適な生活環境を整備するため、合併処理浄化槽設置整備事業や未普及解消下水道整備事業の計画的推進や、道路改良及び維持管理を適切に実施することで、住環境の質的向上を図り、住まいの価値向上に貢献します。

[主な取組・事業]

名称	南あわじ市開発指導要綱等に基づく良好な開発の誘導				
内容	開発規模別に応じて、南あわじ市開発指導要綱（市開発指導要綱）、都市計画法（開発行為）、兵庫県良好な地域環境を確保するための地域社会建設指導要綱（県良環要綱）に基づき、良好な開発を誘導				
		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上
	都市計画区域内	-	市開発指導要綱	都市計画法	都市計画法
都市計画区域外	-	市開発指導要綱	県良環境要綱	都市計画法	
	【南あわじ市開発指導要綱】 無秩序な開発を防止するとともに、良好な地域環境の確保と災害の防止を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として実施				
主体	南あわじ市 都市政策課、兵庫県				
名称	地域との協働によるインフラメンテナンス事業				
内容	道路や河川の軽微な維持修繕について、地域住民自らが行う作業への補助金支援や、応急修繕に対して行政が地域と協働で取り組む				
主体	南あわじ市 建設課				
名称	下水道整備事業				
内容	公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向け、家庭等から出る汚水をきれいな水にすることを目的に、下水道を整備				
主体	南あわじ市 下水道課				
名称	合併処理浄化槽設置整備事業				
内容	公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向け、家庭等から出る汚水をきれいな水にすることを目的に、合併処理浄化槽設置に対し補助金を交付				
主体	南あわじ市 下水道課				

基本目標3 | 地域の資源を活かした良質で環境にやさしい暮らしの実現

方針6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換

(21) 家庭におけるごみの減量・再資源化の推進

ごみの削減やリサイクル等の日常生活での取組を、市民・地域・事業者・行政が一体となって推進することで、環境負荷の低減に貢献します。

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を日常的に実施できるように、ごみ収集カレンダー等の媒体を活用した周知啓発を図るとともに、ごみ減量化機器の普及促進に向けた支援等を行っていきます。また、ごみの減量化やリサイクルに関して地域ぐるみで推進するために、ごみ集積箱の設置やごみステーションの整備に対する支援を行います。

[主な取組・事業]

名称	ごみ減量化機器設置補助金
内容	生ごみの減量及び再資源化を図るため、ごみ減量化機器（生ごみ堆肥化容器または電動生ごみ処理機）の購入設置に対して補助金を交付
主体	南あわじ市 環境課
名称	地域における環境施設等整備にかかる支援
内容	自治会等において、ごみ集積箱の設置や、ごみステーションの施設整備を行う場合に補助金を交付
主体	南あわじ市 環境課

【成果指標】基本方針6 快適性と環境性に優れた良質な住宅ストックへの転換

指標の項目	現状		目標		根拠
	数値	年次	数値	年次	
21 住宅の省エネ化への支援に対する満足度	2.70	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
22 景観や環境との調和の確保に対する満足度	2.89	R6	3.50	R17	市民アンケート調査結果から
23 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓を備えた住宅の割合	28.7%	R5	40.0%	R17	住宅・土地統計調査から
24 市内の家庭系ごみ排出総量	年間 9,828t	R5	年間 9,056t	R17	市一般廃棄物処理基本計画で設定

指標 21 : R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00 を最高値、1.00 を最低値として設定し及び 22 たものであり、成果指標 21 及び 22 は中央値 3.00 を超える 3.50 を R17 目標値として設定

指標 23 : 5 年ごとに実施される住宅・土地統計調査の調査項目より設定

指標 24 : 南あわじ市一般廃棄物処理基本計画において設定されている指標



第5章 計画の実現に向けて

本計画に掲げる3つの基本目標を達成し、基本方針である「住みたい」「住み続けたい」南あわじの暮らしを実現するためには、市民、地域、関係団体及び事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、継続的に連携・協力していく必要があります。

また、実効性の高い計画とするために、成果指標の設定に基づく施策の効果検証とPDCAサイクルによる計画の推進、社会情勢の変化に応じた適切な見直しを実施します。

1. 役割分担と連携協力

基本目標の3つのテーマ「安全・安心」「魅力・挑戦」「持続・循環」に基づく施策を効果的に推進するため、各主体は以下の役割を担い、相互に連携を強化します。

(1) 市民

住生活の向上の意識を持ち、防災への備え、将来を見据えた住まい・暮らし方の準備、住環境の保全に努めます。また、共助の核である地域の様々な活動に主体的に関わります。

【市民が果たすべき役割の例】

- ・ 家庭内備蓄、家屋の耐震化、家具固定などの災害対策
- ・ 来訪者との交流や地域との繋がり強化
- ・ 住宅の適切な維持・管理やゴミ排出量の削減、省エネの取組推進
- ・ 自治会・地域づくり協議会が行う地域活動への主体的参画

(2) 地域

共助の核として、住民相互の助け合いや見守り活動、防災活動を推進します。また、行政、関係団体及び事業者や関係人口^{注1}などの地域外人材と連携して、地域の課題解決やまちづくりに積極的に取り組みます。

注1 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々

【地域が果たすべき役割の例】

- ・ 自治会・消防団・自主防災組織を核とした防災活動や地域の見守り活動
- ・ 地域公共交通の利用促進、地域活動における高齢者・障害者等への理解や配慮
- ・ 自治会・地域づくり協議会を核とした地域課題の解決に向けた取組の実践、清掃活動など環境美化・保全活動の取組推進

(3) 関係団体及び事業者

事業活動を通じて公助を補完し、社会的な課題解決に貢献します。行政の施策に協力するとともに、専門的な知見や技術を提供し、住生活の向上を図ります。

特に住宅関連の民間事業者は、安全で快適な住宅の設計・施工・販売・賃貸、適切な維持・管理サービスの提供など、住宅市場において重要な役割が求められています。

また、福祉関連の民間事業者は、生活困窮者や高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者への居住支援、質の高い介護・福祉サービスの提供、適切な福祉施設の整備・運営など、福祉と住生活の分野において重要な役割が求められています。

主な関係団体	南あわじ市商工会、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部、一般社団法人兵庫県建築士事務所協会淡路支部、淡路瓦工業組合、南あわじ市医師会、南あわじ市建設業安全・安心協議会
--------	--

【事業者が果たすべき役割の例】

- ・住宅困窮者への住宅の供給（入居拒否の解消）、災害に強い家づくりの推進
- ・多様なニーズに対応した住宅の供給、行政の支援制度の紹介
- ・住宅確保要配慮者に対する行政と連携した切れ目のない支援体制の構築
- ・環境負荷の少ない住宅の供給、空き家等利活用の事業への取組

(4) 行政

計画全体を統括し、施策を総合的かつ計画的に実施する責務を負います。

住生活は様々な分野に関連があることから庁内関係部署の連携を密にし、市民・地域・事業者の活動を支援し、国、県などの関係機関、淡路島内二市（淡路市・洲本市）や隣接する他府県の地方自治体との横断的な連携を通じて、複雑化・複合化する課題の解決に取り組めます。

また、市民アンケート調査の結果を踏まえ、施策・制度の認知度向上を最重要課題の一つと認識し、広報担当部署と庁内各部署が連携したプロモーション事業の強化を図ります。職員の発信能力強化を目的とした職員研修の継続実施や各部署における広報員の選任などの体制整備とともに、AI 技術の活用等により安定的で質の高い広報発信に取り組める環境整備を実施し、組織として事業継続できる仕組みを構築します。広報活動においては、広報紙、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ、地域説明会など多様な媒体に加え、戦略的な情報発信に取り組めます。

【行政が果たすべき役割の例】

- ・市民や地域・事業者への支援と連携（補助の実施や協働での取り組み推進）
- ・計画の運用管理（計画の進捗を定期的に管理・評価）
- ・財源確保と効率的な運用（施策の推進に必要な財源確保と効率的・効果的な運営）
- ・情報公開と広報（情報発信や相談窓口の充実による施策や制度の認知度向上）



【戦略的な情報発信の進め方】

- ① ターゲット別の媒体活用
 - ・広報紙を基本媒体としつつ、特に高齢者層への情報浸透手段としてケーブルテレビ（さんさんネット）を日常的に活用します。
 - ・若年層（30～50代）が多く利用する公式 SNS（LINE、Facebook、Instagram など）を最大限に活用し、政策を細やかに伝達します。
- ② 発信頻度の向上と質の確保
 - ・一度に全てを伝えようとするのではなく、定期的に細やかに（テーマ別、毎月など）、情報発信の頻度を高めます。
- ③ 連携の強化
 - ・施策の横断的な連携を図り、各課の広報活動と連動させることで、情報発信の相乗効果を追求します。

図 - プロモーション室との連携による広報ツール作成例【移住・定住 MINAMIAWAJI】

移住・定住
MINAMIAWAJI

南あわじ市
Minamiawaji

HYOGO

みなみあわじで育む
みなみあわじで活躍する
みなみあわじで住まう

空き家
掘り起こし

空き家確保支援事業
都市政策課 (0799-43-5227)

QRコード

本市への移住・定住を促進するため、有効資源となる空き家の掘り起こしを行った方や所有する空き家を適正に管理した方等に対し補助金を交付します。

【掘り起こし補助金（自治会/有資格者）】
空き家の所有者等に対し、空き家バンク物件登録の奨励等を行った結果、登録に繋がった場合において、補助金を交付。
◆1件につき5万円

【掘り起こし補助金（宅建事業者）】
宅地建物取引業者より提供のあった、所有者不明等の理由で利活用に見放っていない空き家情報を元に、市が空き家バンク登録勧奨を行った結果、登録に繋がった場合において、当該情報提供者に対し補助金を交付。
◆1件につき5万円

【適正登記補助金】
所有者に係る登記が整理された空き家を、空き家バンクに登録した所有者に対し、補助金を交付。
◆1件につき3万円

【適正管理補助金】
適正登記補助金の交付を受けた所有者が、空き家バンク申請日6か月前から登録後3か月の間に、空き家バンク登録物件に係る経木の手入れや家財道具の処分を行った場合にかかった費用の一部を補助。
◆1件につき最大7万円、補助率10/10

【インスペクション補助金】
空き家バンクの申請日6か月前から登録後3か月の間に、インスペクション（建物状況調査）を実施した空き家の所有者等に対し、当該インスペクションに係る費用の一部を補助。（※無補助金を活用していること）
◆1件につき2万円

33

2. 成果指標

施策の成果を客観的に評価し、実効性を高めるため、基本方針別に主観的指標（市民アンケート調査に基づく指標^{注1}）と客観的指標（統計調査等に基づく指標^{注2}）を定めるとともに、総合的な評価指標を定めます。

基本目標	基本方針	成果指標名称	現状値 (R6)	目標値 (R17)	備考・根拠等
目標1 ともに支え合い誰もが安心できる暮らしの実現	方針1 災害に強い安全な住まい・住環境づくり	1 自然災害に対する住宅の安全性に対する満足度	2.94	3.50	市民アンケート調査結果から
		2 住宅の耐震化等への支援に対する満足度	2.69	4.00	市民アンケート調査結果から
		3 住宅の耐震化率	83.3% (R5)	97%~100% (概ね解消)	市耐震改修促進計画で設定
		4 市総合防災訓練参加者数	5,721人	12,000人	市総合計画で設定
	方針2 暮らしの安全・安心を確保する住環境の整備	5 住宅の防犯性への支援に対する満足度	2.63	3.50	市民アンケート調査結果から
		6 生活困窮者への住宅供給に対する満足度	2.81	3.50	市民アンケート調査結果から
		7 主な刑法犯罪の認知件数	年間 203件	年間 100件	市総合計画で設定
		8 市営住宅の長寿命化改修工事実施戸数	-	140戸	市公営住宅等長寿命化計画で設定
目標2 すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現	方針3 世代のニーズに応じた多様な住まいの選択肢の提供	9 転入者への住宅支援に対する満足度	2.90	3.50	市民アンケート調査結果から
		10 高齢者・障害者への住宅供給に対する満足度	2.77	3.50	市民アンケート調査結果から
		11 社会増減人数	年間 △153人	年間 0人	市総合計画で設定
		12 補助金制度による単身者向け民間賃貸住宅等の供給維持戸数	-	累計 170戸	民間賃貸住宅等整備促進事業の目標値



基本目標	基本方針	成果指標名称	現状値 (R6)	目標値 (R17)	備考・根拠等
目標2 すべての世代にとって充実した魅力ある暮らしの実現	方針4 快適な生活を支える居住環境と福祉・交通の充実	13 子育て、教育施設の充実に 対する満足度	2.88	3.50	市民アンケート調査 結果から
		14 買物、利便施設へのアクセ スに対する満足度	2.85	3.50	市民アンケート調査 結果から
		15 市民1人当たりの都市公園 面積	5.2 m ²	10.0 m ²	市都市公園条例にて規定
		16 コミュニティバスの利用 者数	年間 8.1万人	年間 7.3万人	市総合計画で 設定
目標3 地域の資源を活かした良質 で環境にやさしい暮らしの 実現	方針5 空き家・空地の戦略的 活用と適正な資源化の 推進	17 空き家等利活用への支援 に対する満足度	2.81	3.50	市民アンケート調査 結果から
		18 空き家等の適正管理への 支援に対する満足度	2.65	3.50	市民アンケート調査 結果から
		19 空き家バンク制度の登録 件数	年間 52件	年間 60件	市空き家等対策 計画で設定
		20 空き家除却支援事業による 空き家除却件数	年間 6件	年間 15件	市空き家等対策 計画で設定
	方針6 快適性と環境性に優れた 良質な住宅ストック への転換	21 住宅の省エネ化への支援 に対する満足度	2.70	3.50	市民アンケート調査 結果から
		22 景観や環境との調和の確保 に対する満足度	2.89	3.50	市民アンケート調査 結果から
		23 二重以上のサッシ又は複 層ガラスの窓を備えた住 宅の割合	28.7% (R5)	40.0%	住宅・土地 統計調査から
		24 市内の家庭系ごみ排出総 量	年間 9,828t	年間 9,056t	市一般廃棄物 処理基本計画 で設定
総合的な評価		住まい・周辺環境の 総合的な満足度	3.10	3.50	市民アンケート調査 結果から

注1 R6 市民アンケート調査に基づく満足度の指標は、5.00を最高値、1.00を最低値として設定したものであり、全ての項目において中央値3.00を超えることをR17目標値としています。

注2 客観的指標（統計調査等に基づく指標）は、備考・根拠等欄に記載の上位計画・関連計画等で設定されている指標です。それぞれの計画等で目標値の見直しが行われた場合は、本計画のR12中間見直し時に修正を行います。

上位計画・関連計画等の見直し年度	南あわじ市総合計画（平成29年度策定）	・・・令和9年度
	南あわじ市耐震改修促進計画（令和8年度改定）	・・・令和13年度
	南あわじ市公営住宅等長寿命化計画（令和8年度改定）	・・・令和13年度
	南あわじ市空き家等対策計画（令和6年度策定）	・・・令和11年度
	南あわじ市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度策定）	・・・令和12年度
	住宅・土地統計調査（令和5年度実施）	・・・令和10年度

3. 計画の推進

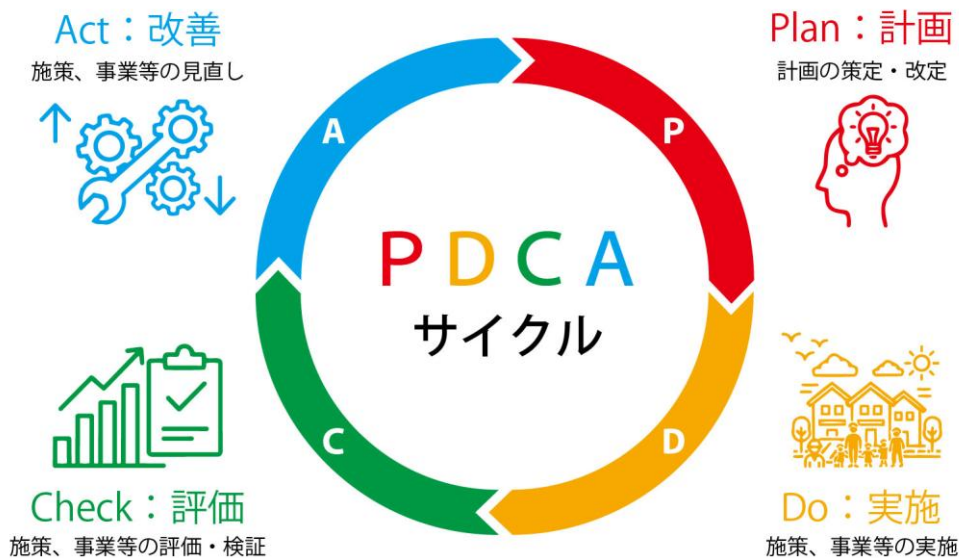
本計画は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とし、PDCAサイクルに基づく施策の進捗管理と見直しにより推進します。見直しにあたっては、「2. 成果指標」において設定したものに加え、上位計画及び関連計画での検証内容や個別施策の評価等にも留意します。

（1）PDCAサイクルによる効果的な施策の推進

【計画（PLAN）】された3つの基本目標に基づく施策を【実施（DO）】していく中で、その取組の進行状況を把握した上で【評価（CHECK）】し、必要に応じて【改善（ACT）】を行いながら、PDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

また、計画の実効性を確保するため、各施策の進捗・成果について、それぞれの担当課が年度末に進捗を把握し、ホームページで公表するなど、モニタリング体制を確立します。

図 - PDCAサイクルのイメージ



（2）必要に応じた見直しの実施

計画期間の概ね中間年を目途に、施策の達成状況や社会情勢の変化などを総合的に評価し、計画全体について必要な見直しを行います。

また、住生活基本法に基づく国の住生活基本計画（全国計画）や兵庫県住生活基本計画、本市の最上位計画である『南あわじ市総合計画』など上位計画との整合性を常に図ります。これに加え、社会情勢が大きく変化し、新たな法制度の整備や技術の開発・導入が必要と認められる場合には、迅速かつ適切に計画へ反映させるため、随時見直しを推進します。

■ 卷末資料

資料1 令和6年度 市民アンケート調査に基づく満足度・重要度

施策の成果を客観的に評価し、計画の実効性を高めるため、各基本方針の成果指標として市民アンケート調査に基づく「主観的指標（P57-58 参照）」を採用しました。

以下に、その根拠となる市民アンケートの集計結果（2項目）を掲載します。

- ・現在の住まい・周辺環境に関する満足度および重要度
- ・南あわじ市における住宅・住環境分野の取り組みに関する満足度および重要度

問 18. 現在のお住まい及び周辺環境についての満足度・重要度

	選択肢	満足度	重要度	備考
住宅の性能	①住宅の広さ・間取り	3.52	3.44	
	②建物の状態（屋根、外壁など）	3.16	3.72	
	③自然災害に対する安全性	2.94	3.99	成果指標1
	④設備の使いやすさ（水回りなど）	3.27	3.82	
	⑤高齢者や障がい者用の設備	2.70	3.68	
	⑥住宅の断熱性や省エネルギー性	2.75	3.75	
	⑦防犯対策	2.63	3.99	
周囲の環境	⑧日当たりや風通しなどの立地	3.44	3.84	
	⑨隣地の環境（空家・騒音など）	3.19	3.77	
	⑩インフラ整備状況（道路、上・下水道など）	3.13	3.83	
	⑪公共交通機関へのアクセス	2.70	3.73	
	⑫買物、利便施設へのアクセス	2.85	3.84	成果指標14
	⑬医療・福祉施設へのアクセス	2.83	3.87	
	⑭公園、文化施設へのアクセス	2.74	3.38	
	⑮子育て、教育施設（学校など）	3.01	3.50	
⑯頼れる親族などの住宅との距離	3.04	3.60		
	⑰近所づきあい	3.16	3.51	
	総合的な評価	3.10	3.64	
	平均値	3.00	3.72	

問 19. 南あわじ市における住宅・住環境分野の取組についての満足度・重要度

選択肢	満足度	重要度	備考
①住宅の長寿命化（改修）への支援	2.68	3.68	
②住宅の耐震化等への支援	2.69	3.80	成果指標2
③防災施設や災害に強い環境整備	2.74	3.84	
④バリアフリー化への支援	2.73	3.66	
⑤生活困窮者への住宅供給	2.81	3.41	成果指標6
⑥高齢者・障害者への住宅供給	2.77	3.54	成果指標10
⑦住宅の防犯性への支援	2.63	3.74	成果指標5
⑧住宅の省エネ化への支援	2.70	3.55	成果指標21
⑨親子などの同居・近居への支援	2.83	3.38	
⑩空き家等の適正管理への支援	2.66	3.52	成果指標18
⑪市街地等への計画的な居住誘導	2.82	3.25	
⑫身近な生活利便施設の充実	2.73	3.55	
⑬子育て、教育施設の充実	2.88	3.57	成果指標13
⑭インフラ整備状況(道路、上・下水道など)	2.83	3.76	
⑮公共交通機関の整備	2.68	3.68	
⑯転入者への住宅支援	2.90	3.34	成果指標9
⑰景観や環境との調和の確保	2.89	3.39	成果指標22
⑱空き家等の利活用への支援	2.81	3.44	成果指標17
⑲住まいに関する情報発信・相談窓口の充実	2.72	3.53	
平均値	2.76	3.56	

資料2 検討体制（会議設置に関する条例、実施要領等）

南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例

令和6年3月29日
条例第23号

（設置）

第1条 南あわじ市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させ、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織及び委員等）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの期間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了した

ときをもって、解任されるものとする。

- 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

■ 南あわじ市住生活基本計画策定委員会委員名簿

区分	所属・役職	氏名	備考
学識 経験者	兵庫県立大学環境人間学部環境デザイン系 教授	◎宇高 雄志	
	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 准教授	嶽山 洋志	
関係 団体 代表	南あわじ市商工会 会長	井本 好則	
	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会 事務局長	山口 勇樹	第1回 ・第2回
	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会 事務局長	平見 明子	第3回 ・第4回
	(一社) 兵庫県建築士事務所協会	中川 順二	
	(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部 副支部長	山口 武志	
地域 住民 代表	南あわじ市連合自治会 会長	○原 孝	
	南あわじ市民生委員児童委員連合会 副会長	児玉 昌士	第1回 ・第2回
	南あわじ市民生委員児童委員連合会 会長	高木 勝啓	第3回 ・第4回
行政 関係者	兵庫県南あわじ警察署 署長	児玉 利幸	
	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 まちづくり参事	仁木りつこ	
市民	公募委員	森 幸子	
	公募委員	木村 晃久	

◎委員長 ○副委員長

南あわじ市住生活基本計画策定庁内検討委員会実施要領

令和6年12月25日産業建設部

(設置)

第1条 南あわじ市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、庁内において住生活基本計画に係る調査を実施し、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、南あわじ市住生活基本計画策定庁内検討委員会（以下、「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、その結果を産業建設部長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に関連する課題整理、基本政策、個別政策等に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、産業建設部長が必要と認めること。

(組織及び検討委員等)

第3条 庁内検討委員会は、庁内の各部署の職員（別紙1）により構成するものとする。

- 2 検討委員の任期は、計画が策定される日までの期間とする。
- 4 検討委員が欠けた場合における補欠の作業部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 庁内検討委員会の会議は、産業建設部長が招集し、所掌事務に関する事項について会議を行う。

(関係人の出席)

第5条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、検討委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、産業建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、産業建設部長が庁内検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年12月25日から施行する。

別紙1（第3条関係）

南あわじ市住生活基本計画策定庁内検討委員会 構成

構 成	
1	危機管理部長
2	総務企画部長
3	市民福祉部長
4	産業建設部長
5	教育次長

■ 南あわじ市住生活基本計画策定庁内検討委員会委員名簿（策定時点）

所 属	役 職	氏 名
総務企画部	部長	井上 拓也
総務企画部	部長	家田 和幸
市民福祉部	部長	西岡 義文
市民福祉部	部長	齋藤 浩二
産業建設部	部長	川上 洋介
産業建設部	部長	廣内 繁一
産業建設部	部長	多田 孔充
教育委員会	教育次長	坂東 聡
危機管理部	副部長	阿部 志郎

資料3 策定経緯

■ 令和7年度 南あわじ市住生活基本計画策定委員会の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和7年 8月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画の概要と策定スケジュール 南あわじ市の住まい・住環境の現状と課題 (令和6年度基礎調査結果の報告) 住生活基本計画における基本理念と基本目標
第2回	令和7年 10月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回策定委員会の振り返り 住生活基本計画における基本理念と基本目標 施策展開の方針と具体的な施策案
第3回	令和8年 1月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回策定委員会の振り返り 住生活基本計画における成果指標と推進方策 南あわじ市住生活基本計画(素案)
第4回	令和8年 3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画への意見募集結果 南あわじ市住生活基本計画(案)の答申

■ 令和6～7年度 南あわじ市住生活基本計画策定庁内検討委員会の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和7年 3月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画の概要と策定スケジュール 南あわじ市の住まい・住環境の現状と課題
第2回	令和7年 10月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画における基本理念と基本目標 施策展開の方針と具体的な施策案
第3回	令和7年 12月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画における成果指標と推進方策 南あわじ市住生活基本計画(素案)

■ パブリックコメント実施結果

実施期間 令和8年2月10日(火)～令和8年2月26日(木)
 意見の提出状況 提出者数 5人
 提出件数 7件

南あわじ市住生活基本計画

令和 8 年 3 月発行

発行／南あわじ市

兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

編集／南あわじ市 産業建設部 都市政策課

